

平成23年度版 暮らしの税情報



所得税のしくみ	1
記帳や記録保存・青色申告	2
消費税のしくみ	3

税の基礎知識

給与所得者と税	5
夫婦と税(パートと税)	7
退職金と税	9

給与所得者と税

高齢者と税(年金と税)	10
障害者と税	11

高齢者や障害者と税

医療費を支払ったとき	13
保険と税	15
寄附金を支払ったとき	17
災害等にあったとき	19
株式と税	21
利子や配当と税	22

暮らしの中の税

マイホームを持ったとき①	23
マイホームを持ったとき②	27
土地や建物を売ったとき	29
財産をもらったとき	31
財産を相続したとき	33

不動産と税
贈与・相続と税

申告と納税	35
確定申告書等作成コーナー/ 電子申告・納税(e-Tax)	37

申告と納税

税に関する相談をするには/ 情報公開や個人情報の開示を 請求するには	39
税務署の処分不服があるとき	40
個人で事業を始めたとき	
法人を設立したとき	41
公売に参加するには	42

その他

所得税のしくみ



所得税は
どのように
計算するの？



所得税の算出のしくみ

所得税は、個人の所得に対してかかる税金で、1年間のすべての所得から所得控除を差し引いた残りの課税所得に税率を適用し税額を計算します。

① 所得金額の計算

● 所得は、その性質によって次の10種類に分かれ、それぞれの所得について、収入や必要経費の範囲あるいは所得の計算方法などが定められています(下図①参照)。

- ① 利子所得 ② 配当所得 ③ 不動産所得 ④ 事業所得
- ⑤ 給与所得 ⑥ 退職所得 ⑦ 山林所得 ⑧ 譲渡所得
- ⑨ 一時所得 ⑩ 雑所得

② 課税所得金額の計算

● 課税所得金額は、その方の1月1日から12月31日までの1年間(年分といいます。)のすべての所得から所得控除額を差し引いて算出します。
所得控除とは、扶養家族が何人いるかなどの個人的な事情を加味して税負担を調整するもので、次の種類があります(下図②参照)。

- ① 雑損控除(→P20「災害等にあつたとき」参照)
- ② 医療費控除(→P13「医療費を支払ったとき」参照)
- ③ 社会保険料控除
- ④ 小規模企業共済等掛金控除
- ⑤ 生命保険料控除(→P15「保険と税」参照)
- ⑥ 地震保険料控除(→P15「保険と税」参照)
- ⑦ 寄附金控除(→P17「寄附金を支払ったとき」参照)
- ⑧ 障害者控除(→P11「障害者と税」参照)
- ⑨ 寡婦控除・寡夫控除(27万円、特定の寡婦は35万円)
- ⑩ 勤労学生控除(27万円)
- ⑪ 配偶者控除(→P7「夫婦と税(パートと税)」、P10「高齢者と税(年金と税)」参照)
- ⑫ 配偶者特別控除(→P7「夫婦と税(パートと税)」参照)
- ⑬ 扶養控除(38万円、特定扶養親族は63万円、その他→P12「障害者を扶養している方が受けられる所得控除」参照)
- ⑭ 基礎控除(38万円)

③ 所得税額の計算

● 所得税額は、課税所得金額に税率を適用して計算します(下図③参照)。

◎ 超過累進税率

税率は、所得が多くなるにしたがって段階的に高くなり、納税者がその支払能力に応じて公平に税を負担するしくみとなっています。

◇ 課税所得金額が650万円の場合に適用される税率及び所得税額(平成23年分)

課税所得金額	195	330	650
税率	5%	10%	20%
計算式	195万円×0.05	135万円×0.1	320万円×0.2
所得税額	9万7,500円	13万5,000円	64万円

9万7,500円+13万5,000円+64万円=87万2,500円(税額)

注:土地建物等や株式等の譲渡所得など他の所得と区分して税額を計算する所得もあります。

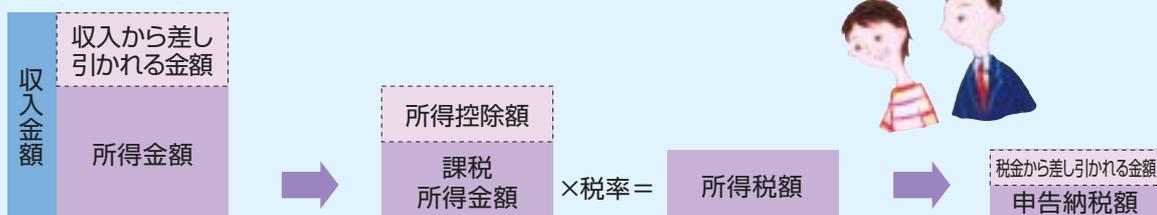
④ 申告納税額の計算

● 申告納税額は、所得税額から配当控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(→P23「マイホームを持ったとき①」参照)、電子証明書等特別控除(→P38「e-Taxを利用すると…」参照)、源泉徴収税額などを差し引いて計算します(下図④参照)。

所得税の確定申告

- 所得税は、自分の所得の状況を最もよく知っている納税者が、自ら税法に従って所得と税額を正しく計算し、納税するという「申告納税制度」を採用しています。
- 所得税の確定申告期間は、その年の翌年2月16日から3月15日までです。
- 還付申告の方は、1月から申告書を提出することができます。
注:税務署は、土、日、祝日及び年末年始(12/29~1/3)は執務を行っていません。

◎ 申告納税額の算出方法



- ① 所得金額の計算
(収入金額) - (収入から差し引かれる金額) = (所得金額)
- ② 課税所得金額の計算
(所得金額) - (所得控除額) = (課税所得金額)
- ③ 所得税額の計算
(課税所得金額) × (税率) = (所得税額)
- ④ 申告納税額の計算
(所得税額) - (税金から差し引かれる金額) = (申告納税額)

記帳や記録保存・青色申告



帳簿などは何年か保存しなくては
いけないと
聞いたのですが・・・



記帳や帳簿などの保存の必要性

1年間に生じた所得を正しく計算して申告するためには、日々の取引の状況を記帳し、帳簿や書類を一定期間保存する必要があります。

青色申告の場合

- 青色申告者は、原則として正規の簿記（一般的には複式簿記）の原則により記帳を行わなければなりません。簡易帳簿で記帳してもよいことになっています。標準的な簡易帳簿の種類は次のとおりです。

① 現金出納帳、② 売掛帳、③ 買掛帳、④ 経費帳、⑤ 固定資産台帳

◇帳簿書類の保存期間

帳簿	7年
決算関係書類	7年
現金預金取引等関係書類	7年 (前々年分所得300万円以下の方は、5年)
その他の書類	5年

帳簿書類の電子データ保存

- 納税者の事務負担やコスト負担の軽減などを図るため、一定の帳簿書類については、コンピュータ作成の帳簿書類を紙に出力することなく、磁気テープや光ディスク（CD-R）などに記録した電子データのままで保存できる制度があります。

注：この制度の適用を受けるには、一定の要件があり、あらかじめ税務署長の承認を受ける必要があります。

白色申告の場合

- 白色申告者（青色申告者以外の方）でも一定の方には、次のような記帳制度や記録保存制度が設けられています。

〈記帳制度〉

- 前々年分あるいは前年分の事業所得等（事業所得、不動産所得及び山林所得）の合計額が300万円を超える方（記帳対象者）は、帳簿を備え付けて収入金額や必要経費に関する事項を記帳する必要があります。

〈記録保存制度〉

- 事業所得等のある方で、前々年分あるいは前年分の確定申告書を提出している方や税務署長から所得金額などについて決定を受けている方、総収入金額報告書を提出している方など（記録保存対象者）は、帳簿や書類を保存する必要があります。

注：確定申告をしなくてもよい方でも、事業所得等の総収入金額の合計額が3,000万円を超える場合は、総収入金額報告書を提出しなければなりません。

◇帳簿書類の保存期間

記帳対象者	法定帳簿	7年
	任意帳簿 書類	5年
記録保存対象者	帳簿及び書類	5年

青色申告って
どのような
ものですか？



青色申告制度

一般の記帳より水準の高い記帳をし、その帳簿に基づいて正しい申告をすることで、所得の計算などについて有利な取扱いが受けられる制度です。

- 青色申告をすることができるのは、事業所得等のある方です。
- 青色申告をしようとする方は、その年の3月15日までに「青色申告承認申請書」を税務署に提出してください。
注：その年の1月16日以後に新たに開業した方は、開業の日から2か月以内に申請すればよいことになっています。
- 青色申告者には、数多くの特典がありますが、その主なものは次のとおりです。

〈青色申告特別控除〉

- 不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む方が、正規の簿記の原則に従い記録し、その帳簿書類に基づき作成された損益計算書とともに貸借対照表を添付した申告書を期限内に提出した場合は、これらの所得を通じて最高65万円を控除することができます。それ以外の場合は、事業所得等を通じて最高

10万円を控除することができます。

〈青色事業専従者給与の必要経費算入〉

- 青色申告者と生計を一にしている配偶者やその他の親族で一定の要件に該当する者（青色事業専従者）に支払った給与は、あらかじめ税務署に提出した届出書に記載された金額の範囲内で、専従者の労務の対価として適正な金額であれば必要経費とすることができます。

〈純損失の繰越しと繰戻し〉

- 事業所得などが赤字となり、純損失が生じたときは、その損失額を翌年以後3年間にわたって各年分の所得から差し引くことができます（純損失の繰越し）。また、前年も青色申告をしている場合は、純損失の繰越しに代えてその損失額を前年分の所得に繰り戻して控除し、前年分の所得税の還付を受けることもできます（純損失の繰戻し）。

消費税のしくみ



消費税は
どのような税なの？

税の負担者と納税者

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される税で、消費者が負担し事業者が納付します。

- 消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して、広く公平に課税されますが、生産、流通などの各取引段階で二重三重に税がかかることのないよう、税が累積しないしくみが採られています。
- 商品などの価格に上乗せされた消費税と地方消費税分は、最終的に消費者が負担し、納税義務者である事業者が納めます。
- 消費税（4%）が課税される取引には、併せて地方消費税（1%）も課税されます。

課税される取引

- 国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に課税されますので、商品の販売や運送、広告など、対価を得て行う取引のほとんどは課税の対象となります。
- 外国から商品を輸入する場合も輸入のときに課税されます。

非課税取引

- 次のような取引は、消費税の性格や社会政策的な配慮などから非課税となっています。
 - ① 土地の譲渡、貸付け（一時的なものを除く。）など
 - ② 有価証券、支払手段の譲渡など
 - ③ 利子、保証料、保険料など
 - ④ 特定の場所で行う郵便切手、印紙などの譲渡
 - ⑤ 商品券、プリペイドカードなどの譲渡
 - ⑥ 住民票、戸籍抄本等の行政手数料など
 - ⑦ 外国為替など
 - ⑧ 社会保険医療など
 - ⑨ 介護保険サービス・社会福祉事業など
 - ⑩ お産費用など
 - ⑪ 埋葬料・火葬料
 - ⑫ 一定の身体障害者用物品の譲渡・貸付けなど
 - ⑬ 一定の学校の授業料、入学金、入学検定料、施設設備費など
 - ⑭ 教科用図書の譲渡
 - ⑮ 住宅の貸付け（一時的なものを除く。）



納税義務者（課税事業者）

- その課税期間（個人事業者は暦年、法人は事業年度）の基準期間（個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）における課税売上高が1,000万円を超える事業者の方は、消費税の納税義務者（課税事業者）となります。

◎例：個人事業者の場合の基準期間と課税期間



平成22年の課税売上高が1,000万円超の場合には、平成24年は課税事業者となります。

注：輸入品にかかる消費税については、事業者以外でも納税義務者となります。

免税事業者

- 基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者（免税事業者）は、その年（又は事業年度）は納税義務が免除されます。
- なお、免税事業者でも課税事業者となることを選択することができます。

税率

- 消費税の税率は4%です（地方消費税と合わせた税率は5%となります。）。



◎消費税及び地方消費税の負担と納付の流れ



消費税と地方消費税を合わせた税率（5%）で計算しています。（単位：円）

消費税は
どのように
計算するの？



消費税の算出の仕方

消費税は、課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を控除して計算します。

消費税(国税)の計算

原則(一般課税)

- 課税期間における課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を控除して、納付する消費税額を計算します。

$$(\text{課税売上高} \times 4\%) - (\text{課税仕入高} \times \frac{4}{105}) = \text{消費税額}$$

注: 課税売上高は、消費税と地方消費税に相当する金額を除いた金額(税抜き)です。

- 課税仕入れ等に係る消費税額を控除するには、帳簿及び請求書等の保存が必要です。

簡易な計算方法(簡易課税制度)

- 課税期間における課税売上げに係る消費税額に、事業区分に応じた一定の「みなし仕入率」を掛けた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算します。

$$(\text{課税売上高} \times 4\%) - (\text{課税売上高} \times 4\% \times \text{みなし仕入率}) = \text{消費税額}$$

◇みなし仕入率

第1種事業(卸売業)	90%
第2種事業(小売業)	80%
第3種事業(製造業等) 農林・漁業、建築業、製造業など	70%
第4種事業(その他) 飲食店業、金融・保険業など	60%
第5種事業(サービス業等) 運輸・通信業、不動産業、サービス業	50%

注: 2種類以上の事業を営んでいる場合は、原則として、課税売上高を事業の種類ごとに区分し、それぞれの事業区分ごとの課税売上高に係る消費税額にみなし仕入率を掛けて計算します。

- この制度は、基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者が、事前に届出書を提出している場合に選択できます。

地方消費税の計算

$$\text{消費税額} \times 25\% = \text{地方消費税額}$$

申告や納付は
どのように
すればいいの？



消費税の申告・納付

確定申告・納付のほか、直前の課税期間の消費税額に応じて中間申告・納付が義務付けられています。

確定申告・納付

- 個人事業者は翌年の3月末日までに、法人は課税期間の末日の翌日から2か月以内に、消費税と地方消費税を合わせて税務署に申告、納付します。

納付の方法→P36「税金の納付と還付」参照

中間申告・納付

- 直前の課税期間の消費税額が48万円を超える事業者は、次のとおり中間申告と納付を行わなければなりません。

直前の課税期間の消費税額	中間申告・納付回数
48万円超400万円以下	年1回(直前の課税期間の消費税額の2分の1)
400万円超4,800万円以下	年3回(直前の課税期間の消費税額の4分の1ずつ)
4,800万円超	年11回(直前の課税期間の消費税額の12分の1ずつ)

注: 上記金額の25%を地方消費税額として合わせて納めます。

- 期限内に申告や納税をしなかったり、間違った申告をすると、後で不足の税金を納めるだけでなく、加算税や延滞税も納めなければならないことがあります。

届出

- 次のような場合、事業者は届出が必要です。

事由	届出書	提出時期
基準期間の課税売上高が1,000万円を超えることとなったとき(又は1,000万円以下となったとき)	消費税課税事業者届出書(消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書)	速やかに
資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上の法人を設立したとき	消費税の新設法人に該当する旨の届出書	速やかに
免税事業者が課税事業者を選択するとき(又は選択を取りやめるとき)	消費税課税事業者選択(不適用)届出書	選択しようとする(選択をやめようとする)課税期間の初日の前日まで
簡易課税制度を選択するとき(又は選択を取りやめるとき)	消費税簡易課税制度選択(不適用)届出書	その適用を受けようとする(適用をやめようとする)課税期間の初日の前日まで
課税期間の特例を選択又は変更するとき(又は選択を取りやめるとき)	消費税課税期間特例選択・変更(不適用)届出書	同上

注: 免税事業者が課税事業者となること又は課税事業者が簡易課税制度及び課税期間の特例を選択すると、原則として、2年間は選択を取りやめることができません。

総額表示の義務付け

課税事業者が、取引の相手方である消費者に対して商品等の販売、役務の提供などの取引を行うに際して、あらかじめその取引価格を表示する場合には、消費税相当額(地方消費税相当額を含みます。)を含んだ価格を表示することが義務付けられています。

給与所得者と税



給与所得者は、
ふだんのように
税を納めているの？



給与やボーナスに対する所得税

給与所得者の所得税は、勤務先が毎月の給与やボーナスから源泉徴収し、その年最後に給与を支払う際に年末調整で精算します。

月々の源泉徴収

- 毎月の給与やボーナスから源泉徴収される所得税額は、「給与所得の源泉徴収税額表」により求められています。

年末調整

- 1年間の給与総額に対する所得税額と毎月の給与から源泉徴収された所得税の合計額は、次のような理由により、必ずしも一致しません。

- ① 子の結婚や就職などにより年の中途で控除対象扶養親族の数が変わる場合があります。
 - ② 生命保険料控除や配偶者特別控除などは年末に一度に控除することとなっています。
- このため、その年の最後の給与の支払を受けるときに、過不足額の精算が行われます。これを「年末調整」といいます。大部分の給与所得者は、年末調整によって1年間の所得税の納税が完了しますので、確定申告の必要はありません。

給与所得者は、
どのようなとき
確定申告をするの？



給与所得者の確定申告

給与所得者でも、確定申告をしなければならない場合や、確定申告をすると所得税が還付される場合があります。

確定申告をしなければならない方

- 給与所得者でも、次のような方は確定申告をしなければなりません。
 - ① 給与の収入金額が2,000万円を超える方
 - ② 給与所得や退職所得以外の所得金額（収入金額から必要経費を控除した後の金額）の合計額が20万円を超える方
 - ③ 給与を2か所以上からもらっている方
など

〈給与所得者の特定支出控除〉

- 給与所得者の特定支出控除の特例は、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額を超える場合に、確定申告により、その超える部分の金額を給与所得控除後の給与等の金額から控除できるという制度です。
- 特定支出とは、一定の①通勤費、②転居費、③研修費、④資格取得費、⑤帰宅旅費をいいますが、この特例の適用を受けるには、特定支出の金額を証する書類などが必要です。

確定申告をすると所得税が還付される場合

- 確定申告をする義務のない方でも、次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。
 - ① マイホームを住宅ローンなどで取得した場合
→P23「マイホームを持ったとき①」参照
 - ② 多額の医療費を支払った場合
→P13「医療費を支払ったとき」参照
 - ③ 災害や盗難にあった場合
→P19「災害等があったとき」参照
 - ④ 年の中途で退職し、再就職していない場合
 - ⑤ 給与所得者の特定支出控除の特例の適用を受ける場合



給与所得者の
所得税は
どのように
計算されるの？



給与所得と所得税のしくみ

給与所得者には、勤務に伴う必要経費の概算控除として、「給与所得控除」が給与の年収額に応じて定められています。

◎所得税額の算出方法（平成23年分）



●勤務先から次の「給与所得の源泉徴収票」を交付されている甲野太郎さんを例にとって、所得税額の算出方法を説明しましょう。

年間給与収入金額 (いわゆる税込の年収)		給与所得の金額 (給与所得控除後の金額)		所得控除額 (配偶者控除や社会保険料控除などの控除の合計額)	源泉徴収された所得税の金額
5,000,000	3,460,000	2,220,000	62,000		

平成23年分 給与所得の源泉徴収票

支払先: トウキョウト チョダク オオナマチ 1-3
受取人: 甲野太郎
勤務先: 〇〇産業株式会社

① 給与所得の金額の計算

給与の収入金額から給与所得控除額を差し引いて給与所得の金額を算出します（上図①参照）。

甲野太郎さんの
給与所得控除額は $500万円 \times 0.2 + 54万円 = 154万円$

したがって
給与所得の金額は $500万円 - 154万円 = 346万円$

注：実際には年収が660万円未満である場合には、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」で給与所得の金額を求めますので、上記の計算とは若干異なる場合があります。

② 課税所得金額の計算

給与所得の金額から所得控除額を差し引いて課税所得金額を算出します。所得控除には扶養控除など14種類あります（上図②参照）。

甲野太郎さんの
所得控除の
合計額は $60万円 + 10万円 + 38万円 + 76万円 + 38万円 = 222万円$

したがって
課税所得金額は $346万円 - 222万円 = 124万円$

③ 所得税額の計算

課税所得金額に税率を適用し、所得税額を算出します。所得税額は、「平成23年分所得税の税額表」で求めます（上図③参照）。

甲野太郎さんの
所得税額は $124万円 \times 0.05 = 6万2000円$

◇給与所得控除額

年収	給与所得控除額
1,625,000円まで	650,000円
1,625,001円から 1,800,000円まで	年収 × 0.4 (40%)
1,800,001円から 3,600,000円まで	年収 × 0.3 (30%) + 180,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	年収 × 0.2 (20%) + 540,000円
6,600,001円から 10,000,000円まで	年収 × 0.1 (10%) + 1,200,000円
10,000,001円以上	年収 × 0.05 (5%) + 1,700,000円

◇平成23年分所得税の税額表〔求める税額 = A × B - C〕

A 課税所得金額	B 税率	C 控除額
1,000円から 1,949,000円まで	0.05 (5%)	0円
1,950,000円から 3,299,000円まで	0.1 (10%)	97,500円
3,300,000円から 6,949,000円まで	0.2 (20%)	427,500円
6,950,000円から 8,999,000円まで	0.23 (23%)	636,000円
9,000,000円から 17,999,000円まで	0.33 (33%)	1,536,000円
18,000,000円以上	0.4 (40%)	2,796,000円

給与所得者と税

夫婦と税 (パートと税)



パート収入の税は
どうなるの？

パート収入に関する税金

パート収入が103万円以下でほかに所得がなければ、その方に所得税はかからず、また、その方の配偶者は配偶者控除を受けることができます。

パート収入に対する税

- パート収入は、通常、給与所得となります。
- 課税される所得は、パートの年収から給与所得控除額（最低65万円）と基礎控除（38万円）などの所得控除を差し引いた残額となりますので、パート収入が103万円以下でほかに所得がない場合は、所得税はかかりません。
- 住民税については、住民税（所得割）の非課税限度額が35万円ですので、パート収入が100万円以下でほかに所得がない場合は、住民税（所得割）はかかりません。

注：パート収入が100万円以下であっても、お住まいの市区町村によっては住民税（均等割）がかかる場合があります。
詳しくは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。



配偶者にパート収入がある場合

- 夫婦の一方 **A** が正社員で、もう一方 **B** がパートで働いている場合、夫婦が生計を一にしているなどの要件に当てはまれば、**A** は配偶者控除又は配偶者特別控除のどちらかを受けることができます。

B のパート収入が 103万円以下 → 配偶者控除38万円

B のパート収入が 103万円超～141万円未満 → 配偶者特別控除（最高38万円）

注：配偶者特別控除は、**A** の合計所得が1,000万円（給与の収入金額が約1,231万円）を超える年は受けることができません。



◎配偶者控除と配偶者特別控除の関係



配偶者のパート収入	配偶者控除額	配偶者特別控除額
103万円以下	38万円	—
103万円超 105万円未満	—	38万円
105万円以上 110万円未満	—	36万円
110万円以上 115万円未満	—	31万円
115万円以上 120万円未満	—	26万円
120万円以上 125万円未満	—	21万円
125万円以上 130万円未満	—	16万円
130万円以上 135万円未満	—	11万円
135万円以上 140万円未満	—	6万円
140万円以上 141万円未満	—	3万円
141万円以上	—	—

内職の場合は どうなるの？



内職などの収入に関する税金

内職などの収入が103万円以下でほかに所得がなければ、その方に所得税はかかりません。また、その方の配偶者は配偶者控除を受けることができます。

- 内職などの収入は、収入から必要経費を差し引いた残りが事業所得又は雑所得となります。
- ただし、次の①②のいずれにも当てはまる方については、パート収入とのバランスを図るため、必要経費が65万円に満たない場合は65万円（収入金額が限度です。）を必要経費として差し引くことができます。したがって、パートの場合と同様に、内職の年収が103万円以下でほかに所得がない場合は、所得税は

かかりません。

- ① 家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人又は特定の方に対して継続して労務の提供をする方
- ② 事業所得及び雑所得の必要経費と給与所得の収入金額の合計が65万円に満たない方
- また、配偶者控除や配偶者特別控除の適用についても、パート収入と同じ取扱いになります。

妻に家を贈ろうと 思うのですが・・・



配偶者への贈与と配偶者控除

婚姻期間20年以上の夫婦間でマイホームなどを贈与する場合は、最高2,000万円の配偶者控除を受けることができます。

- 夫婦の間で居住用不動産又は居住用不動産の購入資金の贈与があったときには、贈与税の申告をすれば、基礎控除110万円のほかに最高2,000万円の配偶者控除が受けられます。

注:この配偶者控除は、同じ配偶者間において一生に一度しか受けられません。

→P31「財産をもらったとき」参照

＜控除を受けるための要件＞

- ① 夫婦の婚姻期間が20年以上であること
- ② 贈与財産が国内にある居住用の土地や家屋であること（その取得資金も含まれます。）
- ③ 贈与を受けた年の翌年3月15日までに贈与を受けた土地や家屋に実際に居住し、その後も引き続き居住する見込みであること

＜控除を受けるための手続＞

- 贈与税の申告書に配偶者控除の適用を受ける旨を記載し、次の書類を添付して提出する必要があります。

- ① 受贈者（贈与を受ける人）の戸籍の謄本又は抄本
- ② 受贈者の戸籍の附票の写し
- ③ 居住用不動産の登記事項証明書
- ④ 受贈者の住民票の写し

注1:①②は贈与を受けた日から10日を経過した日以降に作成されたものに限りません。

注2:戸籍の附票の写しに記載されている受贈者の住所が居住用不動産の所在場所である場合は、住民票の写しは添付不要です。

＜不動産取得税＞

- 贈与により土地や建物を取得したときには、地方税である不動産取得税がかかります。

詳しくは、都道府県税事務所にお尋ねください。

夫から 財産を相続 したのですが・・・



配偶者からの相続と税額軽減（配偶者控除）

配偶者が実際に取得した正味の遺産額が1億6,000万円までか、正味の遺産額の法定相続分に相当する金額までは相続税はかかりません。

- 亡くなった人の配偶者が相続や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が、次の金額のどちらか多い金額までであれば、配偶者には相続税はかかりません。

- ① 1億6,000万円
- ② 正味の遺産額に配偶者の法定相続分（子供がいる場合は2分の1）を掛けた金額

注:正味の遺産額のうち仮装又は隠蔽されていた部分は、この制度の対象とはなりません。

- この制度は、財産の維持形成に対する配偶者の内助の功や今後の生活の保障などを考慮して設けられているものです。

→P33「財産を相続したとき」参照

＜控除を受けるための手続＞

- 相続税の申告書に税額軽減（配偶者控除）の適用を受ける旨を記載し、次の書類を添付して提出する必要があります。

- ① 戸籍謄本
- ② 遺産分割協議書の写し又は遺言書の写し
- ③ 相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）

注:遺産分割協議書に、定められた様式はありません。誰がどの遺産をどれだけ相続するかを書き出し、相続人全員が合意した旨の実印を押して作成します。

退職金と税



退職金を
受け取ったときの
税金はどうなるの？

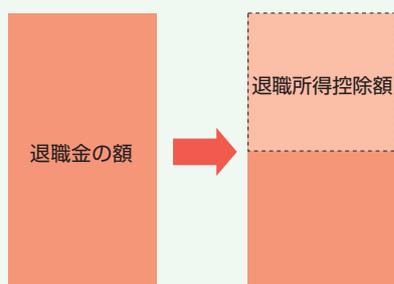


退職金にかかる税金

退職金は、勤務先に所定の手続きをしておけば、源泉徴収で課税関係が終了しますので、原則として確定申告をする必要はありません。

- 退職金は、通常、その支払を受けるときに所得税と住民税が源泉徴収又は特別徴収されます。この退職金は、長年の勤労に対する報償的給与を一時に支払うものであることなどから、退職所得控除を設けたり、他の所得と分離して課税されるなど、税負担が軽くて済むよう配慮されています。なお、退職所得についても源泉徴収票が交付されます。

◎所得税額の算出方法(平成23年分)



[計算例] 30年勤務した方が退職金を2,500万円受け取った場合

$$\begin{aligned} \text{退職所得控除額は} & 800\text{万円} + 70\text{万円} \times (30\text{年} - 20\text{年}) = 1,500\text{万円} \\ \text{課税退職所得金額は} & (2,500\text{万円} - 1,500\text{万円}) \times \frac{1}{2} = 500\text{万円} \\ \text{所得税額は} & 500\text{万円} \times 0.2 - 42\text{万}7,500\text{円} = 57\text{万}2,500\text{円} \end{aligned}$$

注:このほかに住民税として、450,000円が特別徴収されます。

$$\text{課税退職所得金額} \times \frac{1}{2} = \text{課税退職所得金額} \times \text{税率} - \text{控除額} = \text{所得税額}$$

退職金の額から退職所得控除額を差し引いた額に1/2を掛けて課税退職所得金額を算出し、これに税率を掛けて、控除額を差し引いた残りの金額が所得税額となります。

◇退職所得控除額

退職所得控除額は勤続年数に応じて次のようになります。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数
20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

注1:勤続年数に1年未満の端数があるときは、たとえ1日でも1年として計算します。

注2:上記の算式によって計算した金額が80万円未満の場合は、退職所得控除額は80万円になります。

注3:障害者となったことに直接基因して退職した場合は、上記により計算した金額に、100万円を加算した金額が退職所得控除額です。

◇平成23年分所得税の税額表〔求める税額 = A × B - C〕

税率と控除額は退職所得の金額に応じて次のようになります。

A 課税退職所得金額	B 税率	C 控除額
1,000円から 1,949,000円まで	0.05 (5%)	0円
1,950,000円から 3,299,000円まで	0.1 (10%)	97,500円
3,300,000円から 6,949,000円まで	0.2 (20%)	427,500円
6,950,000円から 8,999,000円まで	0.23 (23%)	636,000円
9,000,000円から 17,999,000円まで	0.33 (33%)	1,536,000円
18,000,000円以上	0.4 (40%)	2,796,000円

源泉徴収と確定申告

- 退職金の支払を受けるときまでに、「退職所得の受給に関する申告書」を退職金の支払者に提出している方は、源泉徴収だけで所得税の課税関係が終了(分離課税)しますので、原則として確定申告をする必要はありません。
- 「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない方は、退職金の収入金額から一律20%の所得税が源泉徴収されますので、確定申告で精算することになります。

死亡により相続人などが受け取る退職金

- 被相続人の死亡によって、死亡後3年以内に支払が確定した退職金が、相続人などに支払われた場合には、その退職金は相続税の課税対象となり、所得税の課税対象にはなりません。
- 相続人が取得した退職金のうち相続税の課税の対象となる金額は、〔500万円×法定相続人の数〕を超えた部分です。
→P33「財産を相続したとき」参照

高齢者と税（年金と税）



高齢者には
どんな配慮が
されているの？



年金収入の所得計算、所得控除の増額

65歳以上の方は、公的年金等の最低控除額が多くなっています。
高齢者を扶養している方は、配偶者控除や扶養控除の額が増額されます。

高齢者本人が受けられる特例

- 年金収入は、通常、雑所得となります。雑所得の金額は、収入金額から必要経費を差し引いて計算するのが原則ですが、公的年金等を受け取った場合は、収入金額から公的年金等控除額を差し引いて計算します。
- 公的年金等控除額は、受給者の年齢が65歳以上かどうかで異なり、公的年金等の収入金額が330万円未満の場合、年齢が65歳以上の方は65歳未満の方より控除額が多くなっています。

年金等に係る雑所得の計算方法

◇ 公的年金等に係る雑所得の速算表

	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額
65歳未満の方	70万円以下	0円
	70万円超 130万円未満	収入金額 - 70万円
	130万円以上 410万円未満	収入金額 × 0.75 - 37万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入金額 × 0.85 - 78万5千円
	770万円以上	収入金額 × 0.95 - 155万5千円
65歳以上の方	120万円以下	0円
	120万円超 330万円未満	収入金額 - 120万円
	330万円以上 410万円未満	収入金額 × 0.75 - 37万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入金額 × 0.85 - 78万5千円
	770万円以上	収入金額 × 0.95 - 155万5千円

注：平成23年分の所得税については、65歳未満の方とは昭和22年1月2日以後に生まれた方、65歳以上の方とは昭和22年1月1日以前に生まれた方になります。

◇ 公的年金等以外の年金に係る雑所得の計算方法

$$\left[\begin{array}{l} \text{（収入金額）} \\ \text{公的年金等以外の年金の収入金額} \\ \text{+} \\ \text{剰余金や割戻金} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{（必要経費）} \\ \text{公的年金等以外の年金の} \\ \text{収入金額} \times \frac{\text{保険料又は掛金の総額}}{\text{年金の支払総額又は支払総額の見込み額}} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{雑所得の金額} \end{array} \right]$$

注：個人住民税を算出する際の年金等に係る雑所得の計算方法も同様になります。詳しくは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。

〈公的年金等とは〉

- ① 国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法などの法律の規定に基づく年金
- ② 恩給（一時恩給を除きます。）や過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金
- ③ 確定給付企業年金契約に基づいて支給を受ける年金など

〈公的年金等以外の年金とは〉

生命保険契約や生命共済契約に基づく年金、互助年金など

高齢者を扶養している方が受けられる特例

- 配偶者控除や扶養控除の対象となる親族が、70歳以上（平成23年分の所得税については、昭和17年1月1日以前に生まれた方）の場合は、通常より多い控除額が所得金額から差し引かれます。
 - ① 配偶者控除：通常の38万円に代えて48万円が所得金額から差し引かれます。
 - ② 扶養控除：通常の38万円に代えて48万円が所得金額から差し引かれます。なお、納税者やその配偶者の父母や祖父母（老親等）と同居しているときの扶養控除は、更に10万円を加算した58万円が所得金額から差し引かれます。

源泉徴収と確定申告

- 一定の金額（公的年金等については、65歳未満の場合は108万円、65歳以上の場合は158万円）を超える公的年金等や生命保険契約等に基づく年金を受け取る時は、所得税が源泉徴収されますが、これらについては年末調整が行われないため、確定申告で1年間の税金を精算することになります。この場合、源泉徴収票（原本）の添付が必要となります。

年金所得者の確定申告不要制度

- 公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は不要です。

→P5「確定申告をすると所得税が還付される場合①～③」参照

障害者と税



障害者には
どんな配慮が
されているの？



障害者本人が受けられる特例

障害のある方は、障害者控除をはじめ、様々な特例を受けることができます。

所得税の障害者控除

- 納税者本人が障害者であるときは、障害者控除として27万円（特別障害者のときは40万円）が所得金額から差し引かれます。

相続税の障害者控除

- 相続人が障害者であるときは、85歳に達するまでの年数1年につき6万円（特別障害者のときは12万円）（※）が障害者控除として、相続税額から差し引かれます。

→P33「財産を相続したとき」参照

特別障害者に対する贈与税の非課税

- 心身に重度の障害がある特別障害者の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特別障害者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち6,000万円までは贈与税がかかりません。
- この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて税務署長に提出しなければなりません。

心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の非課税

- 地方公共団体が条例によって実施する心身障害者扶養共済制度に基づいて支給される給付金（脱退一時金を除きます。）については、所得税はかかりません。
- この給付金を受ける権利を相続や贈与によって取得したときも、相続税や贈与税はかかりません。

少額貯蓄の利子等の非課税

- 身体障害者手帳等の交付を受けている方、遺族基礎年金・寡婦年金などを受けている方（妻）及び児童扶養手当を受けている方（児童の母）（以下「障害者等」といいます。）が受け取る一定の預貯金等の利子等については、一定の手続を要件に非課税の適用を受けることができます。

◇ 非課税となる預貯金等

預貯金等の種類	非課税貯蓄限度額
銀行などの預貯金、貸付信託、公社債、公社債投資信託など（マル優）	350万円
利付国債、公募地方債（特別マル優）	350万円

- このマル優、特別マル優を利用するには、預け入れ等の際に、金融機関の窓口などに次に掲げる書類を提示して確認を受ける必要があります。

◇ 必要な確認書類

非課税制度を利用できる方	確認書類
障害者	障害者手帳・証書等 ※住民票の写しなど
遺族基礎年金・寡婦年金などを 受けている方（妻）	証書等と妻であることを証する書類 ※住民票の写しなど
児童扶養手当を 受けている方（児童の母）	証書等と母であることを証する書類 ※住民票の写しなど

※印のものは証書等に住所、氏名、生年月日の記載がない場合に必要となります。

◇ 障害者本人が受けられる特例

特例の区分	障害者	特別障害者
所得税の障害者控除	27万円を控除	40万円を控除
相続税の障害者控除	障害者が85歳に達するまでの年数1年につき6万円を控除	障害者が85歳に達するまでの年数1年につき12万円を控除
贈与税の非課税	—	一定の信託受益権の価額のうち6,000万円まで→非課税
心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の非課税	給付金→非課税（所得税） 相続や贈与による給付金を受ける権利の取得→非課税（相続税・贈与税）	
少額貯蓄の利子等の非課税	350万円までの預貯金等の利子等→非課税（所得税）	



障害者を 扶養している 家族はどうなの？



障害者を扶養している方が受けられる特例

障害者を扶養している方は、障害者控除を受けることができます。

所得税の障害者控除

- 控除対象配偶者又は扶養親族が障害者のときは、障害者控除として一人当たり27万円（特別障害者のときは一人当たり40万円）が所得金額から差し引かれます。

◇ 障害者を扶養している方が受けられる所得控除

区 分	控 除 額
障害者	270,000円
特別障害者	400,000円
同居特別障害者	750,000円

注：「同居特別障害者」とは、特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族で、納税者又はその配偶者若しくは納税者と生計を一にする親族のいずれかと常に同居している方をいいます。

特別障害者と同居している場合

- 控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者で、納税者又はその配偶者若しくは納税者と生計を一にする親族のいずれかと常に同居しているときは、障害者控除として1人当たり、75万円が所得金額から差し引かれます。



障害者を雇用して いるのですが…



障害者を雇用している事業者等の特例

障害者を雇用している事業者や障害者就労支援事業所と取引をしている事業者は、一定の要件を満たしていれば、減価償却費について割増償却等が認められます。

減価償却費について認められる割増償却等

- 青色申告をしている個人事業者や法人で、総従業員数のうち一定以上の人数の障害者を雇っているときは、機械装置や工場用の建物等の減価償却費の計算について割増償却等が認められています。
- 青色申告をしている個人事業主や法人で、障害者就労支援事業所との取引金額が増加した場合は、一定の期間内に取得した資産の減価償却費の計算について割増償却が認められます。

障害者とは

- 障害者とは、次に掲げるような心身に障害のある人です。
 - 〈イ〉 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人（特別障害者となります。）
 - 〈ロ〉 精神保健指定医などにより知的障害者と判定された人（重度の知的障害者と判定された人は特別障害者となります。）
 - 〈ハ〉 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人（障害等級が1級と記載されている人は特別障害者となります。）
 - 〈ニ〉 身体障害者手帳に身体障害者として記載されている人（障害の程度が1級又は2級と記載されている人は特別障害者となります。）
 - 〈ホ〉 戦傷病者手帳の交付を受けている人（障害の程度が恩給法に定める特別項症から第3項症までと記載されている人は特別障害者となります。）

- 〈ヘ〉 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている人（特別障害者となります。）
- 〈ト〉 いつも病床についていて、複雑な介護を受けなければならない人（特別障害者となります。）
- 〈チ〉 精神又は身体に障害のある65歳以上の人で、その障害の程度が〈イ〉、〈ロ〉又は〈ニ〉に掲げる人に準ずるものとして市町村長や福祉事務所長の認定を受けている人（〈イ〉、〈ロ〉又は〈ニ〉に掲げる人のうち特別障害者となる人に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている人は特別障害者となります。）

医療費を支払ったとき



医療費を支払うと
税金が戻ってくると
聞いたのですが・・・



医療費控除

多額の医療費を支払ったときは、確定申告を行うことで
所得税が還付される場合があります。

- あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費があるときは、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。
- 1月1日から12月31日までに実際に支払った医療費に限って控除の対象となります。未払となっている医療費は、実際に支払った年の控除対象となります。

◎医療費控除額の計算方法

$$\left[\begin{array}{c} \text{その年中に} \\ \text{支払った医療費} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{保険金などで} \\ \text{補てんされる金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{10万円又は所得金額の5\%} \\ \text{(どちらか少ない額)} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)} \end{array} \right]$$

注1:保険金などで補てんされる金額とは、生命保険契約などの医療保険金、入院費給付金や社会保険などから支給を受ける療養費、出産育児一時金、医療費の補てんを目的として支払を受ける損害賠償金などです。
なお、保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。
注2:医療費控除により軽減される税額は、その方に適用される税率により異なります。

〈控除を受けるための手続〉

- 医療費控除に関する事項を記載した確定申告書を提出する必要があります。
- その際、医師などが発行した領収書等を確定申告書に添付するか、確定申告書の提出の際に提示する必要があります。
- 提出された医療費の領収書等の税務署での保存期間は1年です。後日、医療費の領収書等が必要となる方は、申告書に添付せずに、申告書を提出する際に提示(申告書を送付される場合には、医療費の領収書等の返戻を希望する旨の書面及び切手と返信用封筒を同封)してください。

◇医療費控除の対象となる医療費

病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額が対象となります。

医療費控除の対象	控除の対象に含まれるもの(例示)	控除の対象に含まれないもの(例示)
<ul style="list-style-type: none"> ●医師、歯科医師による診療や治療の対価 ●治療のためのあんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術の対価 ●助産師による分べんの介助の対価 ●医師等による一定の特定保健指導の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ●医師等による診療等を受けるために直接必要なもので、次のような費用 <ul style="list-style-type: none"> ・通院費 ・入院の対価として支払う部屋代や食事代 ・医師等の送迎費 ・医療用器具の購入や賃借のための費用 ・義手、義足、松葉づえや義歯等の購入の費用 ・身体障害者福祉法などの規定により、都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師等の診療費用等に当たるもの ・6か月以上寝たがりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書(「おむつ使用証明書」)のあるもの ●介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの対価 	<ul style="list-style-type: none"> ●容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で行った整形手術の費用 ●健康診断の費用 ●自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金 ●治療を受けるために直接必要としない、近視、遠視のための眼鏡や補聴器等の購入の費用
<ul style="list-style-type: none"> ●保健師や看護師、准看護師による療養上の世話の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ●左記以外で、療養上の世話を受けるために特に依頼した人に支払う療養上の世話の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ●親族に支払う療養上の世話の対価
<ul style="list-style-type: none"> ●治療や療養に必要な医薬品の購入の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ●かぜの治療のために使用した一般的な医薬品の購入費用 ●医師等の処方や指示により、医師等による診療等を受けるため直接必要なものとして購入する医薬品の購入費用 	<ul style="list-style-type: none"> ●疾病の予防又は健康増進のために供されるものの購入の費用
<ul style="list-style-type: none"> ●病院、診療所又は助産所などへ収容されるための人的役務の提供の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ●病状からみて急を要する場合に病院に収容されるための費用 	<ul style="list-style-type: none"> ●親族などから人的役務の提供を受けたことに対し支払う謝礼

注1:人間ドックなどの健康診断や特定健康診査の費用は控除の対象となりませんが、健康診断の結果、重大な疾病が発見された場合で、引き続き治療を受けたとき、又は特定健康診査を行った医師の指示に基づき一定の特定保健指導を受けたときには、健康診断や特定健康診査の費用は医療費控除の対象となります。

注2:おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。



●介護保険制度の下で提供される施設・居宅サービスの対価についての医療費控除の取扱いは次の表のとおりです。

【施設サービスの対価についての医療費の取扱い】

医療費控除の対象となるサービスを行う施設名	サービスの対価のうち医療費控除の対象となるもの	サービスの対価のうち医療費控除の対象とならないもの
指定介護老人福祉施設	施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額の2分の1に相当する金額	①日常生活費 ②特別なサービス費用
地域密着型介護老人福祉施設		
介護老人保健施設	施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額	
指定介護療養型医療施設		

【居宅サービスの対価についての医療費の取扱い】

サービスの対価が医療費控除の対象となる居宅サービス	左記の居宅サービスと併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となる居宅サービス	医療費控除の対象とならない居宅サービス
<ul style="list-style-type: none"> ●訪問看護 ●介護予防訪問看護 ●訪問リハビリテーション ●介護予防訪問リハビリテーション ●居宅療養管理指導 ●介護予防居宅療養管理指導 ●通所リハビリテーション ●介護予防通所リハビリテーション ●短期入所療養介護 ●介護予防短期入所療養介護 	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問介護（生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助）中心型を除きます。） ●夜間対応型訪問介護 ●介護予防訪問介護 ●訪問入浴介護 ●介護予防訪問入浴介護 ●通所介護 ●認知症対応型通所介護 ●小規模多機能型居宅介護 ●介護予防通所介護 ●介護予防認知症対応型通所介護 ●介護予防小規模多機能型居宅介護 ●短期入所生活介護 ●介護予防短期入所生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症対応型共同生活介護 ●介護予防認知症対応型共同生活介護 ●特定施設入居者生活介護 ●地域密着型特定施設入居者生活介護 ●介護予防特定施設入居者生活介護 ●福祉用具貸与 ●介護予防福祉用具貸与

◇保険金などで補てんされる金額

次のようなものは、支払った医療費から差し引きます。

- ①生命保険契約や損害保険契約に基づき医療費の補てんを目的として支払を受ける医療保険金や入院費給付金、傷害費用保険金など
- ②社会保険や共済に関する法律やその他の法令の規定に基づき、医療費の支払の事由を給付原因として支給を受ける給付金
例えば、健康保険法の規定により支給を受ける療養費や出産育児一時金、家族出産育児一時金、家族療養費、高額療養費、高額介護合算療養費など
- ③医療費の補てんを目的として支払を受ける損害賠償金
- ④任意の互助組織から医療費の補てんを目的として支払を受ける給付金

※保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引けません。

※保険金などで補てんされる金額が確定申告書を提出するときまでに確定していない場合には、その補てんされる金額の見込額を支払った医療費から差し引きます。後日、補てんされる金額を受け取ったときに、その額が見込額と異なる場合には、修正申告（見込額より受領額の方が多い場合）又は更正の請求（見込額より受領額の方が少ない場合）の手続により訂正することとなります。

保険と税



支払った保険料は
控除できるの？



保険料を支払ったときの控除

生命保険料や地震保険料を支払ったときは、所得から控除されます。

- 生命保険や個人年金保険の保険料を支払うと「生命保険料控除」として、また、地震保険料を支払うと「地震保険料控除」として、所得税や住民税を計算するときに一定額を所得から差し引くことができます。

生命保険料控除

その年に支払った保険料の金額に応じて、次により計算した金額が控除額となります。

年間の支払保険料等	控除額
25,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円超50,000円以下	支払保険料等×1/2+12,500円
50,000円超100,000円以下	支払保険料等×1/4+25,000円
100,000円超	一律50,000円

- いわゆる第三分野とされる保険（医療（費用）保険や介護（費用）保険）も控除の対象となります。
- 保険期間が5年未満の生命保険などの中には、控除の対象とならないものもありますのでご注意ください。

地震保険料控除

その年に支払った保険料の金額に応じて、次により計算した金額が控除額となります。

区分	年間の支払保険料の合計	控除額
(1) 地震保険料	50,000円以下	支払金額
	50,000円超	一律50,000円
(2) 旧長期損害保険料	10,000円以下	支払金額
	10,000円超20,000円以下	支払金額÷2+5,000円
	20,000円超	一律15,000円
(1)・(2)両方がある場合		(1)、(2)それぞれの方法で計算した金額の合計額(最高50,000円)

- 一の損害保険契約等又は一の長期損害保険契約等に基づき、地震保険料及び旧長期損害保険料の両方を支払っている場合には、納税者の選択により地震保険料又は旧長期損害保険料のいずれか一方の控除を受けることとなります。

注：平成18年12月31日までに締結した一定の長期損害保険契約等に係る保険料を支払った場合には、平成18年改正前の長期損害保険料控除と同様の計算による金額を地震保険料控除に含めることができます。

〈控除を受けるための手続〉

- 確定申告で控除を受ける場合は、保険料控除に関する証明書を申告書に添付するか、申告書提出の際に提示する必要があります。
- 給与所得者の場合は、勤務先に所定の手続をしておけば、年末調整で控除を受けることができます。

生命保険料控除が 変わるの？



生命保険料控除の税制改正

平成22年度の税制改正によって平成24年分以後の生命保険料控除が改正になりました。

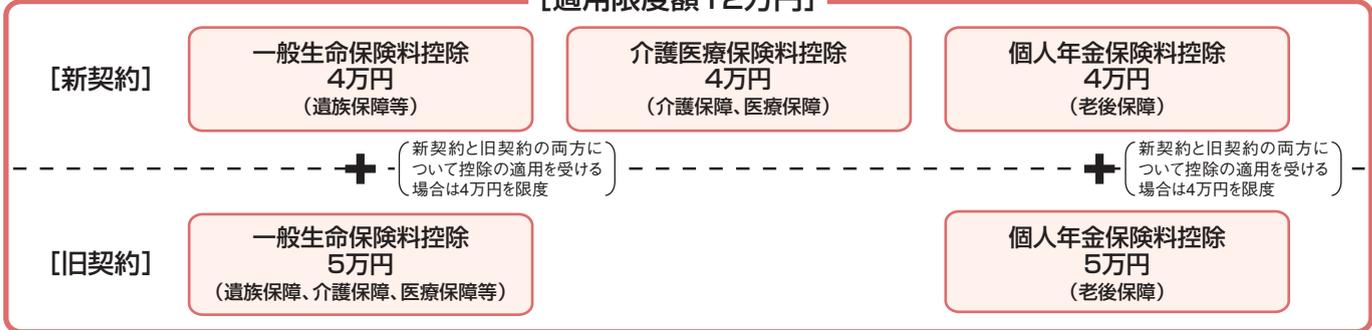
平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）に係る控除

- 生命保険料控除を改組し、各保険料控除の合計適用限度額を現行の10万円から12万円に引き上げます。
- 新たに介護医療保険料控除を設け、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除のそれぞれの適用限度額を4万円とします。

年間の支払保険料等	控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円
40,000円超80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円
80,000円超	一律40,000円

◎生命保険料控除改正の概要

[適用限度額12万円]



保険金を 受け取った場合は どうなるの？



保険金を受け取ったときの税金

生命保険や損害保険の保険金については、保険料の負担者や支払原因によって、課税関係が異なってきます。

生命保険

- 生命保険金を受け取る場合、その保険金が死亡に基づくものか、満期によるものか、また、保険料の負担者は誰なのかなどによって課税関係が異なります。
- 夫婦の関係でみると、次の表のようになります。

区分	被保険者	負担者	受取人	保険事故等	課税関係
①	夫	夫	夫	満期	夫の一時所得(※)
②	夫	夫	妻	満期	妻に贈与税
				夫の死亡	妻に相続税
③	(契約者)妻	夫	妻	夫の死亡	妻に相続税 (生命保険契約に関する権利)
④	妻	夫	夫	満期	夫の一時所得(※)
				妻の死亡	

※一時所得の場合の課税所得の計算式 [(保険金-支払保険料)-50万円] × 1/2

- 年金方式で保険金を受け取った場合は、その年ごとの雑所得として所得税がかかります。
- 一定の一時払養老保険等の差益は、源泉徴収だけで納税が完了する源泉分離課税となります。

注:相続等に係る生命保険契約等に基づく年金のうち、相続税等の課税対象となった部分については、所得税は課税されません。

損害保険

- 損害保険金を受け取る場合も、保険料の負担者や支払原因によって課税関係が異なってきますが、保険を掛けていた人が建物の焼失や身体の傷害・疾病を原因として受け取る保険金には、原則として課税されません。
- しかし、例えば、事業者の店舗や商品が火災で焼失した場合、焼失した商品の損害保険金は事業収入(売上げ)になります。また、焼失した店舗の損害保険金は店舗の損失額を計算する際に、差し引くことになります。

配当金等を受け取ったとき

- 契約期間中に受け取る配当金は、支払保険料から控除し課税されませんが、保険金と一緒に受け取る配当金は保険金の額に含めて一時所得として課税対象になります。
- また、相続税、贈与税が課税されるような場合には、配当金は保険金の額に含めて課税対象になります。

寄附金を支払ったとき



寄附をすると税金が戻ってくると聞いたのですが…



個人が支払った寄附金の控除

国や地方公共団体、特定の公共法人などに寄附をした場合は、確定申告を行うことで、所得税が還付される場合があります。

- 個人が国や地方公共団体、特定公益増進法人等に対し特定寄附金を支出したときは、寄附金控除として所得金額から控除されます。
- 個人が支出した政党若しくは政治資金団体に対する政治活動に関する寄附金又は認定NPO法人若しくは公益社団法人等に対する寄附金で一定のものについては、①寄附金控除の適用を受けるか、②所得税額の特別控除の適用を受けるか、どちらか有利な方を選ぶことができます。

①寄附金控除(所得控除)

寄附金控除は次の算式で計算します。

$$\left[\begin{array}{l} \text{その年中に支出した} \\ \text{特定寄附金の額の合計額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{2千円} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{寄附金控除額} \end{array} \right]$$

注:特定寄附金の額の合計額は所得金額の40%相当額が限度です。

震災関連寄附金を支出した場合の寄附金控除は次の算式で計算します。

$$\left[\begin{array}{l} \text{震災関連寄附金以外} \\ \text{の寄附金の額} \end{array} \right] \text{注1} + \left[\begin{array}{l} \text{震災関連} \\ \text{寄附金} \end{array} \right] \text{注2} - \left[\begin{array}{l} \text{2千円} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{寄附金控除額} \end{array} \right]$$

注1:震災関連寄附金以外の寄附金の額は所得金額の40%相当額が限度です。
注2:寄附金の額の合計額は所得金額の80%相当額が限度です。

②寄附金特別控除(税額控除)

(i) 政党等寄附金特別控除は次の算式で計算します。

$$\left[\begin{array}{l} \text{その年中に支出した} \\ \text{政党等に対する寄附金の} \\ \text{額の合計額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{2千円} \end{array} \right] \times 30\% = \left[\begin{array}{l} \text{政党等寄附金} \\ \text{特別控除額} \end{array} \right] \text{※}$$

※100円未満の端数切捨て

(ii) 認定NPO法人寄附金特別控除は次の算式で計算します。

$$\left[\begin{array}{l} \text{その年中に支出した} \\ \text{認定NPO法人に対する} \\ \text{寄附金の額の合計額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{2千円} \end{array} \right] \times 40\% = \left[\begin{array}{l} \text{認定NPO法人} \\ \text{寄附金} \\ \text{特別控除額} \end{array} \right] \text{※}$$

※100円未満の端数切捨て

(iii) 公益社団法人等寄附金特別控除は次の算式で計算します。

$$\left[\begin{array}{l} \text{その年中に支出した} \\ \text{公益社団法人等に対する} \\ \text{寄附金(一定の要件を} \\ \text{満たすもの)の額の合計額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{2千円} \end{array} \right] \times 40\% = \left[\begin{array}{l} \text{公益社団法人} \\ \text{等寄附金} \\ \text{特別控除額} \end{array} \right] \text{※}$$

※100円未満の端数切捨て

(iv) 特定震災指定寄附金特別控除は次の算式で計算します。

$$\left[\begin{array}{l} \text{その年中に支出した} \\ \text{特定震災指定寄附金の} \\ \text{額の合計額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{2千円} \end{array} \right] \times 40\% = \left[\begin{array}{l} \text{特定震災} \\ \text{指定寄附金等} \\ \text{特別控除額} \end{array} \right] \text{※}$$

※100円未満の端数切捨て

注1:(i)~(iii)の寄附金の額の合計額は原則として所得金額の40%相当額が限度です。
特定震災指定寄附金の額の合計額は原則として所得金額の80%相当額が限度です。

注2:(i)の特別控除額はその年分の所得税額の25%相当額が限度です。

(ii)~(iv)の特別控除額の合計額はその年分の所得税額の25%相当額が限度です。

注3:特定震災指定寄附金とは、認定NPO法人又は社会福祉法人中央共同募金会に対して東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用に充てるために行った寄附金で、一定の要件を満たすものをいいます。

特定寄附金とは

- ①国又は地方公共団体に対する寄附金
注:学校の入学に関して寄附するものは特定寄附金に該当しません。
次の②及び③においても同じです。
 - ②指定寄附金
公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金で、広く一般に募集され、かつ公益性及び緊急性が高いものとして、財務大臣が指定したもの
 - ③特定公益増進法人(※)に対する寄附金
公共法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものと認められた特定公益増進法人に対する寄附金で、その法人の主たる目的である業務に関連するもの
※特定公益増進法人一覧は、財務省ホームページwww.mof.go.jpをご覧ください。
 - ④特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
主務大臣の証明を受けた特定公益信託のうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すると認められる一定の公益信託の信託財産とするために支出した金銭
 - ⑤認定NPO法人に対する寄附金
特定非営利活動法人のうち一定の要件を満たすものとして認められたもの(認定NPO法人)に対する寄附金(その寄附をした人に特別の利益が及ぶものを除きます。)で、特定非営利活動に係る事業に関連するもの
注:国税庁長官から認定を受けた認定NPO法人に対し、認定の有効期間内に支出する寄附金について適用されます。
 - ⑥政治活動に関する寄附金
個人が支出した次の団体等に対する政治活動に関する寄附金のうち、一定の要件に該当するもの
(1) 政党、(2) 政治資金団体、(3) その他の政治団体で一定のもの、(4) 一定の公職の候補者
 - ⑦震災関連寄附金
(1) 国又は東日本大震災により著しい被害が生じた地方公共団体に対して支出した寄附金、(2) 東日本大震災に関連する寄附金で、一定の要件を満たすものとして財務大臣が指定したもの
- 特定新規中小会社の株式を払込みにより取得した場合は、一定の金額を寄附金控除として所得から控除することができます。
 - 特定寄附信託を利用した場合も、寄附金控除や税額控除の適用を受けることができます(特定寄附信託の信託財産について生ずる利子を除きます。)

〈参考〉個人住民税における寄附金税額控除について

都道府県・市区町村や住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金、住所地の都道府県・市区町村が条例で指定した寄附金を支出した場合は、個人住民税(翌年度)において寄附金税額控除を受けることができます。この寄附金税額控除を受けるには、所得税の確定申告又は住所地の市区町村に簡易な申告書による申告を行っていただく必要があります。注:住民税の控除を受けるために、住所地の市区町村に簡易な申告書による申告のみを行った場合は所得税の控除は受けられませんので、ご注意ください。なお、都道府県・市区町村が条例で個別に指定した、認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金については、住所地の市区町村に申告を行う必要があり、その場合は住民税のみの控除を受けることができます。

詳しい手続・控除額等については、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。

〈控除を受けるための手続〉

- 寄附金控除又は寄附金特別控除（税額控除）に関する事項を記載した確定申告書を提出する必要があります。
 - 政治活動に関する寄附金については、選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金（税額）控除のための書類」（※）を申告書に添付することが必要です。
- ※確定申告書を提出するときまでに「寄附金（税額）控除のための書類」が間に合わない場合は、この書類に代えて、寄附金の受領証の写しを添付して確定申告し、後日、この書類が交付され次第速やかに税務署に提出します。

- その他の寄附については、寄附した団体等から寄附金の受領証などの交付を受けて、申告書に添付するか、申告書提出の際に提示することが必要です。
 - なお、一定の特定公益増進法人又は公益社団法人等に対する寄附や、特定公益信託又は特定寄附信託の信託財産とするための支出については、その法人又は信託が適格であることなどの証明書の写し又は認定書の写しを申告書に添付するか、申告書提出の際に提示することが必要です。
- ※税額控除の適用を受けるときは、上記書類を申告書に添付する必要があります。

法人が寄附をした場合はどうなりますか？



法人が支払った寄附金の損金算入

国や地方公共団体への寄附金と指定寄附金はその全額が損金になり、それ以外の寄附金は一定の限度額までが損金に算入できます。

- 会社などの法人が支出した一般の寄附金については、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。

① 一般の寄附金の損金算入限度額

$$\left[\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \right] \times \frac{1}{2} = \text{損金算入限度額}$$

◎資本金等の額2,000万円、所得の金額1,000万円、1年決算法人の場合の損金算入限度額の計算例

$$\left[2,000\text{万円} \times \frac{12}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + 1,000\text{万円} \times \frac{2.5}{100} \right] \times \frac{1}{2} = 15\text{万円}$$

注：所得の金額は、支出した寄附金の額を損金に算入しないものとして計算します。

- 会社などの法人が支出した寄附金のうちに②～⑤の寄附金があるときは、それぞれ次のような取扱いになります。

② 国等に対する寄附金及び指定寄附金

国や地方公共団体に対する寄附金及び指定寄附金は、その支払った全額が損金に算入されます。

④ 特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭は寄附金とみなされ、そのうち一定の要件を満たすもの（認定特定公益信託）は、③の寄附金に含めて損金算入額を計算します。

③ 特定公益増進法人に対する寄附金

特定公益増進法人に対する寄附金は、次のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

- 1) 特定公益増進法人に対する寄附金の合計額
- 2) 特別損金算入限度額

$$\left[\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{5}{100} \right] \times \frac{1}{2}$$

注：特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めます。

⑤ 認定NPO法人に対する寄附金

認定NPO法人に対する寄附金（指定寄附金に該当するものを除きます。）は、③の寄附金に含めて損金算入額を計算します。

- 注1：国税庁長官から認定を受けた認定NPO法人に対し、認定の有効期間内に支出する寄附金について適用されます。
- 注2：認定NPO法人に対する寄附金のうち、1) 東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用、2) 東日本大震災により滅失又は損壊をした一定の建物等の原状回復に要する費用に充てるために行った寄附金（その募集に際し、1)は所轄国税局長、2)は所轄庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）の確認を受けたものに限り。）は指定寄附金に該当します。

〈損金算入するための手続〉

- 国等に対する寄附金等及び特定公益増進法人等に対する寄附金を損金に算入するには、確定申告書にその金額を記載し、寄附金の明細書を添付するとともに、所定の書類を保存している必要があります。

◇ 所得税と法人税の寄附金税制の比較（主なもの）

区分	所得税	法人税
国又は地方公共団体に対する寄附金	特定寄附金として、一定の金額を所得控除 〔公益社団法人等、認定NPO法人又は政党等に対する寄附金で一定のものについては、税額控除を選ぶことができます。〕	支出額の全額を損金算入
指定寄附金		一般の寄附金とは別枠で寄附金の額の合計額と特別損金算入限度額とのいずれか少ない金額の範囲内で損金算入
特定公益増進法人に対する寄附金		
特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭		
認定NPO法人に対する寄附金（※）		損金算入限度額の範囲内で損金算入
政治活動に関する寄附金		
一般の寄附金（上記以外）	所得控除されない	

※認定NPO法人に対する寄附金については、上記⑤の注1及び注2をご覧ください。

災害等にあったとき



期限までに申告や納付ができないときはどうするの？



申告などの期限の延長・納税の猶予

申告や納付などの期限を延長したり、納税を一定期間猶予する制度があります。

申告などの期限の延長

- 災害等の理由により申告、納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。
- これには、個別指定による場合と地域指定による場合があります。

① 個別指定

所轄の税務署長に申告、納付などの期限の延長を申請し、その承認を受けることになります。

② 地域指定

災害による被害が広い地域に及ぶ場合は、国税庁長官が延長する地域と期日を定めて告示しますので、その告示の期日までに申告、納付などをすればよいことになります。

納税証明書の手数料について

- 災害により相当な損失を受けたことにより、その復旧に必要な資金の借入れのために使用する場合には、納税証明書の交付手数料は必要ありません。

確定申告をする前に納期限が来るものはどうなりますか？



予定納税の減額・源泉徴収の徴収猶予など

所得税の軽減免除は、最終的には翌年の確定申告で精算されますが、予定納税や源泉徴収の段階でも、その減額又は徴収猶予を受けることができます。

- 所得税法や災害減免法による所得税の軽減免除は、最終的には、翌年の確定申告で精算されますが、災害等が発生した後には納期限の到来する予定納税や給与所得者の源泉所得税などについて、確定申告の前にその減額又は徴収猶予を受けることができます。



予定納税の減額			給与所得者の源泉所得税の徴収猶予など	
所得税法	災害等を受けた日の区分	1月1日～6月30日	6月30日の現況によって、その年の所得金額と税額を見積もり、原則として7月15日までに第1期分及び第2期分の減額を申請してください。	
		7月1日～10月31日	10月31日の現況によって、その年の所得金額と税額を見積もり、原則として11月15日までに第2期分の減額を申請してください。	
災害減免法	7月1日から12月31日までの間に災害を受けた場合で、次の〈イ〉、〈ロ〉のいずれにも該当するときは、その年の所得金額と「所得税の軽減額の計算」による税額とを見積もり、災害のあった日から2か月以内に減額を申請してください。		災害減免法 左記〈イ〉、〈ロ〉のいずれにも該当するときは、所得金額の見積額に応じて源泉所得税額の徴収猶予や還付を受けることができます。なお、左記〈イ〉、〈ロ〉に該当しない場合であっても損害額がその年の所得金額の10分の1を超えるなど雑損控除の適用があると見込まれるときは、その雑損失の金額に対応する源泉所得税額が徴収猶予されます。 〈手続〉 ● 徴収猶予 徴収猶予申請書を災害を受けた日以後、最初に給与の支払を受ける日の前日までに勤務先を経由して、災害を受けた方の納税地を所轄する税務署長に提出してください(※)。 ※勤務先の所轄税務署長に提出しても構いません(この場合でも申請書の名前は、災害を受けた人の納税地の所轄税務署長としてください。) ● 還付 還付申請書に、還付を受けようとする税額が徴収済みである旨の勤務先の証明を受けた上で、災害を受けた方の納税地を所轄する税務署長に提出してください。	
〈イ〉住宅や家財に受けた損害額がその価額の2分の1以上であること。 〈ロ〉その年の所得金額の見積額が1,000万円以下であること。				

注:相続税・贈与税及び酒税なども、災害により損害を受けた場合、税額が免除されるなどの取扱いがあります。

もしも災害に
あったら、
税金面での配慮は
あるんですか？



所得税の全部又は一部の軽減（確定申告）

万が一災害によって損害を受けた場合は、確定申告を行うことで所得税法の雑損控除又は災害減免法の適用を受けることができます。

- 地震、火災、風水害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。これら2つの方法には、次のような違いがあります。

	① 所得税法（雑損控除）	② 災害減免法	
損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失が対象となります。	災害による損失に限られます。	
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産に限られます。 (棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は除かれます。)	住宅や家財。ただし、損害額が住宅や家財の価額の2分の1以上であることが必要です。	
控除額の計算 又は 所得税の軽減額	控除額は次の<イ>と<ロ>のうちいずれか多い方の金額です。 <イ> 差引損失額－所得金額の10分の1 ※差引損失額＝損害金額－保険金などによって補てんされる金額 <ロ> 差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円 ※災害関連支出＝災害により滅失した住宅、家財を除去するための費用や豪雪による家屋の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用など	その年の所得金額	所得税の軽減額
		500万円以下	全額免除
		500万円超 750万円以下	2分の1の軽減
		750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ●災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示することが必要です。 ●損失額が大きくて、その年の所得金額から控除しきれない金額は、翌年以後3年間に繰り越して各年の所得金額から控除できます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●原則として損害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の人に限りです。 ●「損失額の明細書」を確定申告書に添付することが必要です。 	

注：生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいい、これらの資産についての災害等による損失は雑損控除の対象とはなりません。その年が翌年に総合課税の譲渡所得があれば、その所得から控除できます。

<平成23年分による比較例>

所得600万円、夫婦子供2人(注1)の場合で災害による損害がないときの所得税が27万2,500円とした場合、所得税額は右の表のように軽減されます。損害額が100万円の場合は災害減免法を適用した方が有利になりますが、200万円、300万円の場合は所得税法の雑損控除を受けた方が有利になります。

注1：子供は16歳以上で、そのうち1人が19～22歳の場合です。

注2：災害関連支出の金額はなく、社会保険料控除68万円、生命保険料控除5万円として計算しました。

注3：損害額は、住宅や家財の2分の1以上です。

損害額	雑損控除適用による 所得税額	災害減免法適用による 所得税額
100万円	212,500円	136,200円
200万円	112,500円	
300万円	55,000円	



株式と税

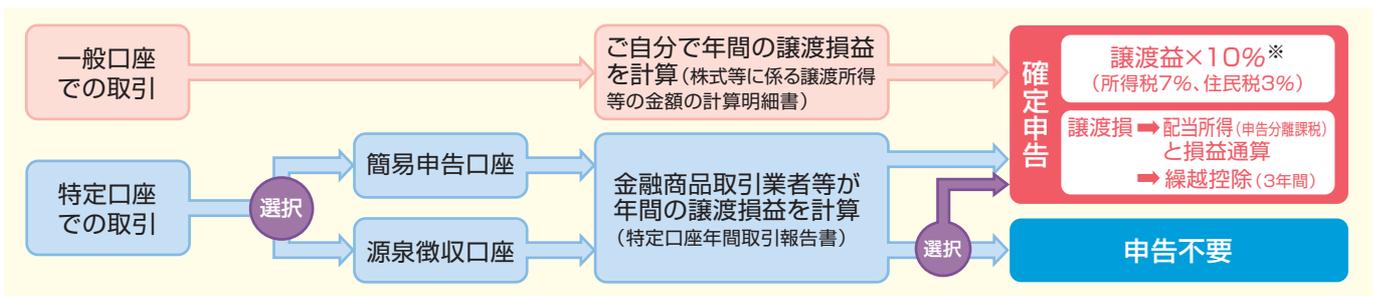


株を売ったのですが、税金はどうなりますか？

株式等譲渡益課税制度

株式等の譲渡益については、原則として確定申告が必要ですが、金融商品取引業者等のどのような口座で取引したかによって手続き異なります。

- 株式等を売却し、譲渡益が発生した場合は、原則として確定申告が必要であり、他の所得と区分して税額を計算します。
- 金融商品取引業者等に**特定口座**を開設している場合は、この特定口座での取引については、**源泉徴収口座**か**簡易申告口座**を選択することができます。
- 源泉徴収口座の場合は、その口座内における譲渡益については、申告不要とすることができます。
- 簡易申告口座の場合は、金融商品取引業者等から送られてくる特定口座年間取引報告書により簡易に申告を行うことができます。



- 株式等の譲渡益は、次により計算します。

$$\text{譲渡価額} - (\text{取得費}^{(注)} + \text{譲渡費用等}) = \text{譲渡所得等の金額 (譲渡益)}$$

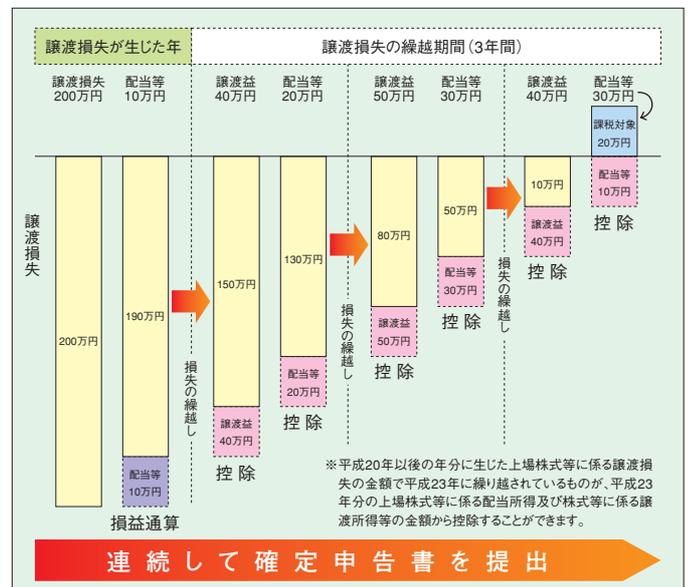
注:2回以上にわたって取得した同一銘柄の株式等を売却した場合には、総平均法に準ずる方法によって算出した1単位当たりの金額を基として計算します。

※平成23年分の株式等の譲渡益に適用される税率

区分		税率
上場株式等	金融商品取引業者等を通じた売却等	10% (所得税7%、住民税3%)
	上記以外の売却	20% (所得税15%、住民税5%)
上場株式等以外の株式等		

上場株式等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

- 平成21年以後の年分において、上場株式等を金融商品取引業者等を通じて売却したことにより生じた損失の金額は、確定申告により、その年分の上場株式等に係る配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限ります。以下同じです。)と損益通算ができます。また、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以後3年間にわたり、確定申告により株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額から繰越控除できます。
- 損益通算をするためには、その適用をしようとする年分の確定申告書に、損益通算の適用をしようとする旨を記載し、かつ、一定の書類を添付する必要があります。また、繰越控除をするためには、譲渡損失の金額が生じた年分に一定の書類を添付した確定申告書を提出するとともに、その後の年において、連続して一定の書類を添付した確定申告書を提出する必要があります。
- 源泉徴収口座に上場株式等の配当等を受け入れた場合は、確定申告せずに同一口座内の譲渡損失の金額と損益通算することもできます。



連続して確定申告書を提出

利子や配当と税



利子や配当は、
申告しなくてもいいと
聞いたのですが…



利子・配当等の課税関係

利子所得は申告不要です。配当所得は確定申告をすることが原則ですが、上場株式等の配当等一定のものは確定申告不要制度を選択できます。

① 預貯金等の利子等に対する税金

- 利子所得に20%（所得税15%、住民税5%）の税率を掛けた金額が源泉徴収され、それだけで納税が完結する源泉分離課税の対象となり申告は不要です（下表①）。
注：国外で支払われる預金等の利子など、国内で源泉徴収されないものなどは申告が必要です。

② 株式等の配当等に対する税金（平成23年分）

- 株式等の区分に応じ、配当等の収入に以下の税率を掛けた金額が源泉徴収されます（下表②）。
＜イ＞ 上場株式等の配当等
 10%（所得税7%、住民税3%）の軽減税率
 注：大口株主（発行済株式の総数等の5%（平成23年10月1日以降は3%）以上を保有）の場合は＜ロ＞に該当します。

- **＜ロ＞ 上場株式等以外の配当等**
 20%（所得税のみ）の税率
 ● 配当所得は、原則として確定申告が必要ですが、一定のものは、確定申告不要制度を選択することができます。

＜確定申告＞

・総合課税

配当所得とその他の所得を合計して総所得金額を求め、確定申告によって源泉徴収されている所得税を精算します。その際、配当控除（税額控除）を適用することができます。

・申告分離課税

上場株式等の配当等については、申告分離課税を選択することができます。
 なお、申告する上場株式等の配当等のすべてについて総合課税と申告分離課税のいずれかを選択する必要があります（税率は、10%（所得税7%、住民税3%）になります。ただし、配当控除の適用はありません。）。
 申告分離課税を選択した場合、上場株式等の譲渡損失と損益通算することができます。
 なお、源泉徴収口座に上場株式等の配当等を受入れた場合は、確定申告せずに同一口座内の譲渡損失の金額と損益通算することができます。

＜確定申告不要制度＞

株式等の区分に応じ、次の場合は申告不要とすることができます。

＜イ＞ 上場株式等の配当等

大口株主以外の者が受ける配当等の場合

＜ロ＞ 上場株式等以外の配当等

1銘柄について1回に支払を受けるべき金額が、次により計算した金額以下である少額配当等の場合
 $10万円 \times 配当計算期間の月数（最高12か月） \div 12$
 注1：「配当計算期間」とは、その配当等の直前の支払に係る基準日の翌日から、その配当等の支払に係る基準日までの期間をいいます。
 注2：住民税は、所得税において確定申告不要制度を選択した少額配当等についても、他の所得と総合して課税されます。詳しくは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。

③ 金融類似商品の収益に対する税金

収益に20%（所得税15%、住民税5%）の税率を掛けた金額が源泉徴収され、それだけで納税が完結する源泉分離課税の対象となり申告は不要です（下表③）。

＜対象となる金融類似商品＞

- ① 信用金庫などでの定期積金の給付補てん金
- ② 銀行法第2条第4項の契約に基づく給付補てん金
- ③ 一定の抵当証券に基づいて締結された契約により支払われる利息
- ④ 貴金属などの売戻し条件付売買の利益（例えば、金投資口座の利益など）
- ⑤ 外貨建預貯金で、その元本と利子をあらかじめ定められた利率により円又は他の外貨に換算して支払うこととされている換算差益
- ⑥ 一時払養老保険や一時払損害保険などの差益

注：対象となるのは、保険や共済の期間が5年以下のもの、又は保険や共済の期間が5年を超えていてもその期間の初日から5年以内に解約したものの差益です。

④ 割引債の償還差益に対する税金

- 特定の割引債の償還差益については、割引債を発行するときに18%の税率を掛けた金額が源泉徴収され、それだけで納税が完結する源泉分離課税の対象となり申告は不要です（下表④）。

対象となる割引債は次のとおりです。

- ① 中期割引国債や政府短期証券など割引国債のうち一定のもの
- ② 割引金融債

なお、次の割引債の償還差益については、税率が16%とされています。

- ① 東京湾横断道路株式会社が法令の規定によって発行する社債
- ② 民間都市開発推進機構が法令の規定によって発行する債券

- 宅地債券や特別住宅債券などの割引債の償還差益は、雑所得として総合課税の対象となります。

◇ 平成23年分における主な金融商品の課税関係

種類	課税関係	備考
① 預貯金等の利子等	20%の源泉分離課税	所得税15%、住民税5%
② 株式等の配当等	＜イ＞ 上場株式等 総合課税（10%の源泉徴収） 申告分離課税（10%の源泉徴収）	所得税7%、住民税3% 所得税7%、住民税3%
	＜ロ＞ 上場株式等以外 総合課税（20%の源泉徴収）	住民税は総合課税
③ 金融類似商品の収益	20%の源泉分離課税	所得税15%、住民税5%
④ 割引債の償還差益	18%（一部16%）の源泉分離課税	払込みの際に券面金額と発行価額との差額について源泉徴収

マイホームを持ったとき①



いわゆる
住宅ローン控除に
ついて知りたい
のですが・・・



(特定増改築等)住宅借入金等特別控除

住宅ローン等でマイホームの新築、購入、増改築等をしたときは、一定の要件に当てはまれば、所得税の税額控除を受けることができます。

- 居住者が住宅ローン等を利用してマイホームの新築、購入、増改築等(以下「新築等」といいます。)をして、平成23年中に居住の用に供した場合で一定の要件を満たすときには、その新築、購入、増改築等の内容に応じ、次の①から④のいずれかの(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けることができます。
- 入居した年及びその年の前後2年以内に譲渡所得の課税の特例(3,000万円の特別控除、買換え・交換の特例など)を適用するときは、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けられません。
→P29「土地や建物を売ったとき」参照
- マイホームの新築、購入、増改築等について、住宅特定改修特別税額控除又は認定長期優良住宅新築等特別税額控除を受けるときは、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けられません。
→P27・28「マイホームを持ったとき①」参照
- 平成23年6月30日以後、マイホームの新築等に係る契約をした場合、その新築等の対価の額又は費用の額に関し補助金等(国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。以下同じです。)の交付を受けるときは、その新築等の対価の額又は費用の額からその補助金等の額を控除して(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算します。

◎控除額の算出方法 (平成23年中に居住の用に供した場合)

- ①住宅借入金等特別控除
・控除期間は10年間です。

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅ローン等の年末残高} \\ \text{(最高4,000万円)} \end{array} \right] \times 1\% = \left[\begin{array}{l} \text{控除額} \\ \text{(最高40万円※)} \end{array} \right]$$

※100円未満の端数切捨て

- ②認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例
・控除期間は10年間です。

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅ローン等の年末残高} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right] \times 1.2\% = \left[\begin{array}{l} \text{控除額} \\ \text{(最高60万円※)} \end{array} \right]$$

※100円未満の端数切捨て

- ③バリアフリー改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除又は
- ④省エネ改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除・控除期間は5年間です。

$$\left[\begin{array}{l} \text{特定の住宅ローン等の年末残高} \\ \text{(最高200万円)} \end{array} \right] \dots\dots\dots \text{A}$$

$$\text{A} \times 2\% + \left(\left[\begin{array}{l} \text{住宅ローン等の} \\ \text{年末残高} \\ \text{(最高1,000万円)} \end{array} \right] - \text{A} \right) \times 1\% = \left[\begin{array}{l} \text{控除額} \\ \text{(最高12万円※)} \end{array} \right]$$

※100円未満の端数切捨て

- ③の控除を受ける場合のAは、バリアフリー改修工事の工事費用(※)と特定の省エネ改修工事の工事費用(※)の合計額に係る住宅ローン等の年末残高です。
- ④の控除を受ける場合のAは、特定の省エネ改修工事の工事費用の額(※)に係る住宅ローン等の年末残高です。

- 注1:住宅ローン等には、家屋の新築や購入、バリアフリー改修工事又は省エネ改修工事を含む増改築等とともにその敷地等の購入に係るローン等で一定のものが含まれます。
- 注2:敷地等の購入に係る住宅ローン等の年末残高があっても、家屋の新築や購入、バリアフリー改修工事又は省エネ改修工事を含む増改築等に係る住宅ローン等の年末残高がない場合には、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象とはなりません。
- 注3:住宅ローン等の年末残高は、その新築等の対価の額又は費用の額(※)を限度とします。
- ※平成23年6月30日以後に改修工事に係る契約をして、その改修工事にし補助金等(③のバリアフリー改修工事については、平成23年6月30日前に契約した改修工事に充てるために交付等を受ける補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の額を含みます。)の交付を受ける場合はその額を差し引きます。

＜控除を受けるための手続＞

- この控除を受けるためには確定申告をする必要があります。ただし、給与所得者は、控除を受ける最初の年に確定申告をすると、翌年以降は年末調整で控除が受けられるしくみになっています。



	要件	必要な添付書類
① 新築住宅	<p>〈イ〉住宅取得後6か月以内に入居し、引き続き居住していること</p> <p>〈ロ〉家屋の床面積(登記面積)が50㎡以上であること</p> <p>〈ハ〉床面積の2分の1以上が、専ら自己の居住の用に供されるものであること</p> <p>〈ニ〉控除を受ける年の所得金額が3,000万円以下であること</p> <p>〈ホ〉民間の金融機関や独立行政法人住宅金融支援機構などの住宅ローン等を利用していること</p> <p>〈ヘ〉住宅ローン等の返済期間が10年以上で、しかも月賦のように分割して返済すること</p> <p>〈ト〉認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を適用する場合は、認定長期優良住宅であることが証明されたものであること</p>	<p>〈A〉(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書</p> <p>〈B〉住民票の写し</p> <p>〈C〉家屋の登記事項証明書、請負契約書の写し、売買契約書の写し、交付を受ける補助金等の額(注1)や住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合のその額を証する書類(注1) →P31「財産をもらったとき」参照 などで家屋の取得年月日・床面積・取得価額を明らかにする書類</p> <p>〈D〉住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書</p> <p>〈E〉住宅ローン等に含まれる敷地等の購入に係るローン等についてこの控除の適用を受ける場合は、その敷地等の登記事項証明書、その敷地等の分譲に係る契約書の写しなどで、その敷地等の取得年月日・取得価額などを明らかにする書類</p> <p>〈F〉認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を適用する場合は、上記〈A〉から〈E〉のほか、長期優良住宅建築等計画の認定通知書(長期優良住宅建築等計画の変更の認定を受けた場合は変更認定通知書)の写し及び住宅用家屋証明書若しくはその写し又は認定長期優良住宅建築証明書</p>
② 中古住宅	<p>〈イ〉①の〈イ〉～〈ヘ〉の要件に当てはまること</p> <p>〈ロ〉次のいずれかに当てはまること</p> <p>(a) その家屋の取得の日以前20年以内(マンション等の耐火建築物については25年以内)に建築されたものであること</p> <p>(b) 取得の前2年以内に、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるものに適合するものであると証明されたものであること</p> <p>〈ハ〉建築後使用されたことがある家屋であること</p>	<p>〈A〉①の〈A〉～〈E〉の書類</p> <p>〈B〉債務の承継に関する契約に基づく債務を有するときは、その債務の承継に係る契約書の写し</p> <p>〈C〉左記〈ロ〉の(b)の場合は、耐震基準適合証明書(その家屋の取得前2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したもの)又は住宅性能評価書の写し(その家屋の取得前2年以内に評価されたもので、構造躯体の倒壊防止に係る耐震等級の評価が等級1、等級2又は等級3であるもの)</p>
③ 住宅借入金等特別控除を受ける場合 増改築等	<p>〈イ〉自己の所有している家屋で、自己の居住の用に供するものの増改築等であること</p> <p>〈ロ〉増改築等をした後の家屋の床面積(登記面積)が50㎡以上で、しかも①の要件の〈イ〉、〈ハ〉～〈ヘ〉に当てはまること</p> <p>〈ハ〉(a)～(f)のいずれかに当てはまる工事で、しかも(a)～(f)に当てはまることについて一定の証明がされたものであること</p> <p>(a) 増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替えの工事</p> <p>(b) 区分所有部分の床、階段又は壁の過半について行う一定の修繕又は模様替えの工事</p> <p>(c) 家屋のうち居室、調理室、浴室、便所、洗面所、納戸、玄関又は廊下の一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替えの工事</p> <p>(d) 地震に対する一定の安全基準に適合させるための修繕又は模様替え</p> <p>(e) 一定のバリアフリー改修工事</p> <p>(f) 一定の省エネ改修工事</p>	<p>〈A〉①の〈A〉、〈B〉及び〈D〉の書類</p> <p>〈B〉家屋の登記事項証明書、請負契約書の写し、交付を受ける補助金等の額(注1)や住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合はその額を証する書類(注1) →P31「財産をもらったとき」参照 などで増改築等の年月日、費用、床面積を明らかにする書類</p> <p>〈C〉建築確認済証の写し、検査済証の写し又は建築士若しくは指定確認検査機関若しくは登録住宅性能評価機関(以下「建築士等」といいます。)から交付を受けた増改築等工事証明書 ※1:その増改築等が左記〈ハ〉の(b)～(f)のいずれかであるときは、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に限ります。</p>

※続く

※続く

◇控除を受けるための要件と必要な添付書類(マイホームの新築や購入、増改築等をして、平成23年中に居住の用に供した場合)

	要件	必要な添付書類
③ 住宅借入金等特別控除を受ける場合	※前頁からの続き 〈ニ〉増改築等の工事費用が100万円(注2)を超えるものであること 〈ホ〉自己の居住の用に供される部分の工事費用が、増改築等の工事費用の総額の2分の1以上であること	※前頁からの続き ※2:控除の対象となる増改築等をした場合には、申請により建築士等から「増改築等工事証明書」が発行されます(④及び⑤も同じ)。 「増改築等工事証明書」の内容に関する詳しいことは、国土交通省ホームページ www.mlit.go.jp をご覧ください。
④ バリアフリー改修工事に係る特定増改築等 住宅借入金等特別控除を受ける場合	〈イ〉①の〈イ〉、〈ハ〉～〈ホ〉及び③の〈イ〉・〈ホ〉の要件に当てはまること 〈ロ〉増改築等をした後の家屋の床面積(登記面積)が50㎡以上であること 〈ハ〉住宅ローン等の返済期間が5年以上で、しかも月賦のように分割して返済すること(独立行政法人住宅金融支援機構からの借入金の場合は、債務者の死亡時に一括で返済するものを含まず。) 〈ニ〉この控除を受ける方が、(a)～(d)のいずれかに当てはまること (a)50歳以上の方 (b)要介護又は要支援の認定を受けている方 (c)障害者である方 (d)(b)若しくは(c)に当てはまる方又は65歳以上の方である親族と同居を常況とする方 〈ホ〉(a)～(h)のいずれかに当てはまるバリアフリー改修工事を含む③の〈ハ〉の増改築等で、しかも(a)～(h)及び③の〈ハ〉に当てはまることについて一定の証明がされたものであること (a)廊下の拡幅 (b)階段の勾配の緩和 (c)浴室改良 (d)便所改良 (e)手すりの設置 (f)屋内の段差の解消 (g)引き戸への取替え工事 (h)床表面の滑り止め化 〈ヘ〉バリアフリー改修工事の工事費用(注2)が30万円を超えるものであること	〈A〉①の〈A〉、〈D〉及び〈E〉並びに③の〈B〉 〈B〉住民票の写し(左記〈ニ〉の(d)に当てはまる方は、同居する親族についても表示されているもの) 〈C〉建築士等からの交付を受けた増改築等工事証明書 〈D〉左記〈ニ〉の(b)又は(d)で(b)に当てはまる親族と同居している方は、介護保険の被保険者証の写し 〈E〉補助金等(平成23年6月30日前に契約した改修工事に充てるために交付等を受ける補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費を含まず。)の額を証する書類
⑤ 省エネ改修工事に係る特定増改築等 住宅借入金等特別控除を受ける場合	〈イ〉④の〈イ〉及び〈ロ〉の要件に当てはまること 〈ロ〉住宅ローン等の返済期間が5年以上で、しかも月賦のように分割して返済すること 〈ハ〉省エネ改修工事((a)～(d)のいずれかに当てはまる工事で、①の要件を満たすもの)又は特定の省エネ改修工事(省エネ改修工事のうち、②の要件を満たすもの)を含む③の〈ハ〉の増改築等で、しかも省エネ改修工事又は特定の省エネ改修工事であること及び③の〈ハ〉に当てはまることについて一定の証明がされたものであること (a)居室のすべての窓の改修工事 (b)床の断熱工事 (c)天井の断熱改修工事 (d)壁の断熱工事 ※(b)～(d)については、(a)と併せて行うものに限りません。 ①改修した部位の省エネ性能がいずれも平成11年基準となること ②改修後の住宅全体の省エネ性能が改修前から一段階相当以上上がると認められる工事内容であること。 ※平成21年4月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合は、〈ロ〉の要件を満たさないものも対象となります。 〈ニ〉省エネ改修工事又は特定の省エネ改修工事の工事費用(注2)が30万円を超えるものであること	〈A〉④の〈A〉及び〈C〉の書類 〈B〉住民票の写し 〈C〉補助金等の額を証する書類(注1)

※給与所得者の方は、源泉徴収票(原本)も必要です。

注1:平成23年6月30日以後に改修工事に係る契約をした場合に限りです。

注2:平成23年6月30日以後に改修工事に係る契約をして、その改修工事に関し補助金等の交付を受ける場合は、その額を差し引きます。

再び居住の用に供した場合

①再び居住の用に供した場合の再適用

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を適用していた方が、平成15年4月1日以後に勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由によりその適用を受けていた家屋に居住しなくなった後、その家屋を再び居住の用に供したときは、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用ができます。

②再び居住の用に供した場合の適用

マイホームの新築、購入、増改築等をして、平成21年1月1日以後に居住の用に供した日からその年の12月31日までに勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由によりその家屋に居住しなくなった後、当初居住した年の翌年以降その家屋を再び居住の用に供したときは、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用ができます。

注1:居住していなかった期間については、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用はありません。また、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の控除期間は延長されません。

注2:再び居住の用に供した年にその家屋を賃貸していた場合、再び居住の用に供した年の翌年から再適用又は適用ができます。

注3:①、②のいずれも、一定の要件に当てはまる場合に限りです。

平成11年1月1日から平成18年12月31日まで、又は平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に居住の用に供した方のうち、所得税の額から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係るものを除きます。)がある方については、翌年度分の個人住民税から控除できる場合があります。
詳しくは、お住まいの市区町村におたずねください。

◇①の再適用又は②の適用のための手続と必要な添付書類

①の場合	②の場合
<p>〈居住の用に供しなくなる日まで〉 次の書類をその家屋の所在地を所轄する税務署長に提出します。 (A) 転任の命令等により居住しないこととなる旨の届出書 (B) 未使用分の「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書」及び「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」(税務署長から交付を受けている方に限りです。)</p> <p>〈再び居住の用に供したとき〉 次の書類を確定申告書に添付して確定申告をします。 (A) (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用) (B) 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 (C) 住民票の写し</p>	<p>〈居住の用に供しなくなる日まで〉 手続は不要です。</p> <p>〈再び居住の用に供したとき〉 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けるために必要な添付書類(前記参照)のほか、次の書類を確定申告書に添付して確定申告をします。 (A) 当初居住した年において居住の用に供していたことを証する書類(当初その家屋を居住の用に供した日が記載されている住民票の写しなど) (B) (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用) (C) 転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由によりその家屋に居住しなくなったことを明らかにする書類</p>

注:給与所得者は、①の再適用又は②の適用をする最初の年に確定申告をすすると翌年以降は年末調整で(特定増改築等)住宅借入金等特別控除が受けられるしくみになっています。

マイホームを取得するときにはいろいろな税金が関係します

印紙税

マイホームを新築したり購入したりするときに作成する建築請負契約書や不動産売買契約書などには、収入印紙をはって消印する方法により印紙税を納付しなければなりません。

◇建築請負契約書・不動産売買契約書1通当たりの印紙税額(抜粋)
(平成9年4月1日から平成25年3月31日までに作成されるものに適用)

契約金額	印紙税額
500万円超～1,000万円以下	1万円
1,000万円超～5,000万円以下	1万5,000円
5,000万円超～1億円以下	4万5,000円
1億円超～5億円以下	8万円

不動産取得税

土地や建物などを取得したときには、地方税である不動産取得税がかかります。詳しくは、都道府県税事務所にお尋ねください。



登録免許税

土地や建物の所有権の移転等の登記をするときには、登録免許税がかかります。登記申請の際に納付します。税額は、取得した不動産の価額(固定資産税評価額)に次の税率を掛けて計算します。なお、一定の住宅用家屋の場合は、軽減税率が適用される特例があります。

◇税率

登記の種類・原因	土地	建物	住宅用家屋の特例
所有権の移転登記	売買	1.3% ^(※1)	0.3% ^(※2)
	贈与	2.0%	
	相続	0.4%	
所有権の保存登記	0.4%		0.15% ^(※2)

※1:平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に受ける登記について適用されます。平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に受ける登記については1.5%になります。平成25年4月1日以後に受ける登記については2.0%になります。

※2:平成25年3月31日までの間に住宅用家屋の新築又は取得をし、その新築又は取得後1年以内に行われる登記について適用されます。

〈住宅用家屋の特例を受けるための要件〉

●新築住宅の場合

- ① 自分が居住するための家屋であること
- ② 家屋の床面積(登記面積)が50㎡以上であること
- ③ 家屋の新築後(取得後)1年以内の登記であること

●中古住宅の場合

上記①～③の要件のほか、家屋が、その取得の日以前20年以内(マンション等の耐火建築物については25年以内)に建築されたものであるか、地震に対する安全性に係る一定の基準に適合するものであることなど一定の条件を満たすものであることが必要です。

〈住宅用家屋の特例を受けるための手続〉

●登記の申請書に家屋の所在地の市区町村長の証明書(上記要件に当てはまる旨の証明)を添付しなければなりません。登記した後で証明書を提出しても特例は受けられないので注意してください。

(参考) 特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減

個人が、平成21年6月4日から平成24年3月31日までの間に認定長期優良住宅で住宅用家屋に該当するもの(以下「特定認定長期優良住宅」といいます。)の新築をし、又は建築後使用されたことのない特定認定長期優良住宅の取得をし、居住の用に供した場合には、所有権の保存登記又は所有権の移転登記の税率が、その新築又は取得後1年以内に登記を受けるものに限り、0.1%に軽減されます。

マイホームを持ったときⅡ

住宅ローン等を利用
しないときにも、受け
ることができる控除は
あるの？



住宅特定改修特別税額控除など

住宅ローン等を利用しない場合であっても、一定の要件に当てはまれば、所得税の税額控除を受けることができます。

住宅特定改修特別税額控除

●平成21年4月1日から平成24年12月31日までの間に、マイホームについて①特定居住者である方がバリアフリー改修工事や一般の省エネ改修工事又は②特定居住者以外の方が一般の省エネ改修工事をして居住の用に供した場合、住宅特定改修特別税額控除を受けることができます。

注1:特定居住者とは、(a)～(d)のいずれかに当てはまる方をいいます。

- (a) 50歳以上の方 (b) 要介護又は要支援の認定を受けている方
- (c) 障害者である方
- (d) 高齢者等((b)若しくは(c)に当てはまる方又は65歳以上の方をいいます。)である親族と同居を常況とする方

注2:控除の対象となる改修工事をした場合、申請により建築士等から「増改築等工事証明書」が発行されます。

「増改築等工事証明書」の内容に関する詳しいことは、国土交通省ホームページ www.mlit.go.jp をご覧ください。

注3:住宅ローン等の利用がなくても適用できます。

- 平成22年分でこの控除を受けた場合、原則として、平成23年分でこの控除を受けられません。
- バリアフリー改修工事又は一般の省エネ改修工事を住宅ローン等を利用して行った場合で(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けるときは、この控除は受けられません。

◎控除額の算出方法(平成23年分)

①特定居住者の方の場合

$$(A) + (B) = \left[\begin{array}{l} \text{控除額} \\ \text{(最高20万円(太陽光発電設備設置工} \\ \text{事を含む場合は最高30万円))} \end{array} \right] \times 10\% = (A^*)$$

$$\left[\begin{array}{l} \text{次の①と②のいずれか少ない方の金額} \\ \text{①バリアフリー改修工事に要した費用(注)} \\ \text{②バリアフリー改修工事の標準的な費用} \\ \text{(最高200万円)} \end{array} \right] \times 10\% = (B^*)$$

$$\left[\begin{array}{l} \text{次の①と②のいずれか少ない方の金額} \\ \text{①一般の省エネ改修工事に要した費用(注)} \\ \text{②一般の省エネ改修工事の標準的な費用} \\ \text{(最高200万円(太陽光発電設備設置工} \\ \text{事を含む場合は最高300万円))} \end{array} \right] \times 10\% = (B^*)$$

※100円未満の端数切捨て

②特定居住者以外の方の場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{次の①と②のいずれか少ない方の金額} \\ \text{①一般の省エネ改修工事に要した費用(注)} \\ \text{②一般の省エネ改修工事の標準的な費用} \\ \text{(最高200万円(太陽光発電設備設置工} \\ \text{事を含む場合は最高300万円))} \end{array} \right] \times 10\% = \left[\begin{array}{l} \text{控除額} \\ \text{(最高20万円} \\ \text{(太陽光発電設備設} \\ \text{置工事を含む場合} \\ \text{は最高30万円)*)} \end{array} \right]$$

※100円未満の端数切捨て

注:平成23年6月30日以後に改修工事に係る契約をしてその改修費用の額に関し、補助金等(平成23年6月30日以前に契約したバリアフリー改修工事に充てるために交付等を受ける補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の額を含みます。)の交付を受ける場合は、その補助金等の額を控除します。以下の表においても同じです。

◇控除を受けるための要件と手続・必要な添付書類

	要件	手続と必要な添付書類
① 特定居住者の方の場合	<p>〈イ〉自己の所有している家屋で、自己の居住の用に供するもの改修工事であること</p> <p>〈ロ〉改修工事後6か月以内に入居していること</p> <p>〈ハ〉改修工事をした後の家屋の床面積(登記面積)が50㎡以上であること</p> <p>〈ニ〉床面積の2分の1以上が、専ら自己の居住の用に供されるものであること</p> <p>〈ホ〉控除を受ける年の所得金額が3,000万円以下であること</p> <p>〈ヘ〉自己の居住の用に供される部分の工事費用の額が、改修工事の工事費用の総額の2分の1以上であること</p> <p>〈ト〉この控除を受ける方が、(a)～(d)のいずれかに当てはまること</p> <p>(a) 50歳以上の方 (b) 要介護又は要支援の認定を受けている方 (c) 障害者である方 (d) (b)若しくは(c)に当てはまる方又は65歳以上の方である親族と同居を常況とする方</p> <p>〈チ〉バリアフリー改修工事についてこの控除を受ける場合は、(a)～(h)のいずれかに当てはまる工事で、しかも(a)～(h)に当てはまることについて一定の証明がされたものであること</p> <p>(a) 廊下の拡幅 (b) 階段の勾配の緩和 (c) 浴室改良 (d) 便所改良 (e) 手すりの設置 (f) 屋内の段差の解消 (g) 引き戸への取替え工事 (h) 床表面の滑り止め化</p> <p>〈リ〉一般の省エネ改修工事についてこの控除を受ける場合は、(a)～(d)のいずれかに当てはまる工事で④の要件を満たすもの及びこれらの工事と併せて行う太陽光発電設備設置工事(一定の要件を満たすものに限り。で、しかもこれらの要件に当てはまることについて一定の証明がされたものであること</p> <p>(a) 居室のすべての窓の改修工事 (b) 床の断熱工事 (c) 天井の断熱改修工事 (d) 壁の断熱工事</p> <p>※(b)～(d)については、(a)と併せて行うものに限ります。</p> <p>④改修部位の省エネ性能がいずれも平成11年基準以上となること</p> <p>〈ヌ〉バリアフリー改修工事についてこの控除を受ける場合は、その工事費用(注)が30万円を超えるものであること</p> <p>〈ル〉一般の省エネ改修工事についてこの控除を受ける場合は、その工事費用(注)が30万円を超えるものであること</p>	<p>確定申告書に次の書類を添付して確定申告をします。</p> <p>(A) 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書</p> <p>(B) 家屋の登記事項証明書、請負契約書の写しなどで改修工事の年月日、費用、床面積を明らかにする書類</p> <p>(C) 建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書</p> <p>(D) 住民票の写し(左記(ト)の(d)に当てはまる方の場合には、同居する親族についても表示されているもの)</p> <p>(E) 左記(ト)の(b)又は(d)で(b)に当てはまる方の場合には、介護保険の被保険者証の写し</p> <p>(F) 補助金等(平成23年6月30日以前に契約した改修工事に充てるために交付等を受ける補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の額を含みます。)の額を証する書類</p>
② 特定居住者以外の方の場合	<p>〈イ〉①の〈イ〉～〈ヘ〉の要件に当てはまること</p> <p>〈ロ〉一般の省エネ改修工事について、(a)～(d)のいずれかに当てはまる工事で④の要件を満たすもの及びこれらの工事と併せて行う太陽光発電設備設置工事(一定の要件を満たすものに限り。で、しかもこれらの要件に当てはまることについて一定の証明がされたものであること</p> <p>(a) 居室のすべての窓の改修工事 (b) 床の断熱工事 (c) 天井の断熱改修工事 (d) 壁の断熱工事</p> <p>※(b)～(d)については、(a)と併せて行うものに限ります。</p> <p>④改修部位の省エネ性能がいずれも平成11年基準以上となること</p> <p>〈ハ〉一般の省エネ改修工事の工事費用(注)が30万円を超えるものであること</p>	<p>確定申告書に次の書類を添付して確定申告をします。</p> <p>(A) ①の(A)～(C)の書類</p> <p>(B) 住民票の写し</p> <p>(C) 補助金等の額を証する書類(平成23年6月30日以後に改修工事に係る契約をした場合に限り。)</p>

※給与所得者の方は、源泉徴収票(原本)も必要です。



住宅耐震改修特別控除

- 平成18年4月1日から平成25年12月31日までの間に、自己の居住の用に供する家屋（昭和56年5月31日以前に建築されたものに限ります。）の住宅耐震改修をした場合、住宅耐震改修特別控除を受けることができます。

注:控除の対象となる住宅耐震改修をした場合、申請により地方公共団体の長、建築士等から「住宅耐震改修証明書」が発行されます。

「住宅耐震改修証明書」の内容に関する詳しいことは、

国土交通省ホームページ www.mlit.go.jp をご覧ください。



◎控除額の算出方法

$$\left[\begin{array}{l} \text{次の④と⑤のいずれか少ない方の金額} \\ \text{④住宅耐震改修に要した費用(注)} \\ \text{⑤住宅耐震改修に係る耐震工事の} \\ \text{標準的な費用} \end{array} \right] \times 10\% = \left[\begin{array}{l} \text{控除額} \\ \text{(最高20万円*)} \end{array} \right]$$

※100円未満の端数切捨て

注:平成23年6月30日以後に住宅耐震改修に係る契約をして、その耐震改修の費用の額に関し、補助金等の交付を受ける場合は、④からその補助金等の額を控除します。

〈控除を受けるための手続〉

- 確定申告書に次の書類を添付して確定申告をします。

- ①住宅耐震改修特別控除額の計算明細書
- ②住宅耐震改修証明書
- ③住宅耐震改修に係る請負契約書の写し
- ④補助金等の額を証する書類
- ⑤家屋の登記事項証明書
- ⑥住民票の写し

注:平成23年6月30日前に契約した住宅耐震改修についてこの控除を受ける場合は、①、②及び⑥の書類の添付が必要です。この場合、②については、地方公共団体の長が発行する証明書で対象となる契約の区域内であることの証明のみがされた場合は、建築士等が発行する証明書も必要です。

認定長期優良住宅新築等特別税額控除

- 平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に認定長期優良住宅に当てはまるマイホームの新築又は新築で購入をして居住の用に供した場合、認定長期優良住宅新築等特別税額控除を受けることができます。

注1:控除の対象となる認定長期優良住宅である場合、申請により長期優良住宅建築等計画の「認定通知書」が発行されます。

長期優良住宅建築等計画の「認定通知書」や「住宅用家屋証明書」の内容に関する詳しいことは、国土交通省ホームページ www.mlit.go.jp をご覧ください。

注2:住宅ローン等の利用がなくても適用できます。

- 入居した年の控除額のうち、その年分の所得税から控除しても控除しきれない額がある場合、翌年分の所得税からその控除しきれない額を控除することができます。
- 入居した年及びその年の前後2年以内に譲渡所得の課税の特例(3,000万円の特別控除など)を適用するときは、この控除を受けられません。

→P29「土地や建物を売ったとき」参照

- 認定長期優良住宅に当てはまるマイホームを住宅ローン等を利用して新築等した場合で住宅借入金等特別控除を受けるときは、この控除を受けられません。

◎控除額の算出方法

$$\left[\begin{array}{l} \text{認定長期優良住宅の認定基準に} \\ \text{適合するために必要となる標準} \\ \text{的ななかり増し費用(注)} \\ \text{(最高1,000万円)} \end{array} \right] \times 10\% = \left[\begin{array}{l} \text{控除額} \\ \text{(最高100万円*)} \end{array} \right]$$

※100円未満の端数切捨て

注:認定長期優良住宅について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用の額であって、認定長期優良住宅の構造ごとに床面積1平方メートル当たりで定められた金額(次表参照)に、その認定長期優良住宅の床面積を乗じて計算した金額をいいます。

住宅の構造	床面積1平方メートル当たりの標準的ななかり増し費用の額
木造・鉄骨造	33,000円
鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造	36,300円
上記以外の構造	33,000円

不動産と税
贈与・相続と税

◇控除を受けるための要件と手続・必要な添付書類

	要件	手続と必要な添付書類
①入居した年分	<ul style="list-style-type: none"> 〈イ〉家屋の床面積(登記面積)が50㎡以上であること 〈ロ〉床面積の2分の1以上が、専ら自己の居住の用に供されるものであること 〈ハ〉平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間で、住宅の取得後6か月以内に自己の居住の用に供していること 〈ニ〉認定長期優良住宅であることが証明された家屋で、新築又は新築で購入したものであること 〈ホ〉入居した年の所得金額が3,000万円以下であること 	確定申告書に次の書類を添付して確定申告をします(入居した年が確定申告をしなければならない場合及び確定申告をすることができる場合のいずれにも当てはまらないときを除きます。)。 <ul style="list-style-type: none"> 〈イ〉認定長期優良住宅新築等特別税額控除額の計算明細書 〈ロ〉家屋の登記事項証明書など家屋の床面積が50㎡以上であることを明らかにする書類 <ul style="list-style-type: none"> ※長期優良住宅建築等計画の認定通知書又は変更認定通知書に2以上の構造が記載されているもので、その構造等に係る標準的ななかり増し費用が異なる場合、その構造ごとの床面積を明らかにする書類も必要です。 〈ハ〉住民票の写し 〈ニ〉長期優良住宅建築等計画の認定通知書(長期優良住宅建築等計画の変更の認定を受けた場合は変更認定通知書)の写し <ul style="list-style-type: none"> ※控除を受ける方が認定計画実施者の地位を承継した場合、地位の承継の承認通知書の写しも必要です。 〈ホ〉住宅用家屋証明書若しくはその写し又は認定長期優良住宅建築証明書 〈ハ〉工事請負契約書の写し、売買契約書の写しなど家屋の新築年月日又は取得年月日を明らかにする書類
②翌年分	<ul style="list-style-type: none"> 〈イ〉入居した年の翌年の所得金額が3,000万円以下であること 〈ロ〉入居した年が確定申告をしなければならない場合及び確定申告をすることができる場合のいずれにも当てはまらないときは、入居した年分において①の〈イ〉～〈ホ〉であること 	確定申告書に次の書類を添付して確定申告をします。 <ul style="list-style-type: none"> ①の〈イ〉の書類(入居した年が確定申告をしなければならない場合及び確定申告をすることができる場合のいずれにも当てはまらないときは、①の〈イ〉～〈ハ〉の書類)

注:給与所得者の方は、源泉徴収票(原本)も必要です。

土地や建物を売ったとき



土地や建物を売ったら、税金はどのように計算するの？



土地や建物の譲渡所得に対する税金

土地や建物の譲渡所得に対する税金は、他の所得と区分して計算します。長期譲渡所得か短期譲渡所得かによって、適用する税率は異なります。

- 土地や建物を売ったときの譲渡所得に対する税金は、分離課税といって給与所得などの他の所得と区分して計算します。ただし、確定申告の手続きは、他の所得と一緒にすることになります。
- 売った土地や建物の所有期間が、売った年の1月1日現在で5年を超えるかどうかにより、適用する税率が異なります。
- 分離課税の譲渡所得の課税対象には、土地のほか、借地権や耕作権など土地の上に存する権利を含みます。また、海外に所在する土地や建物も含みます。

譲渡所得金額の計算

- 課税譲渡所得は、次の算式により計算します。
- 次の算式で計算した結果、損失が生じて、土地や建物の譲渡による所得以外の所得との損益通算はできません。ただし、マイホームを売ったときは、損失を控除できる特例があります。

→P30「[②](#)マイホームを売って、譲渡損失が生じた場合」参照



◎課税譲渡所得の計算方法

譲渡価額 - (取得費 + 譲渡費用) - 特別控除額 (一定の場合) = 課税譲渡所得

譲 渡 価 額	取得費	売った土地や建物を買い入れたときの購入代金(建物は減価償却費相当額を控除します。)や仲介手数料などの合計額です。実際の取得費の金額が譲渡価額の5%に満たない場合は、譲渡価額の5%相当額を取得費として計算することができます。
	譲渡費用	①仲介手数料、②測量費など土地や建物を売るために直接要した費用、③貸家の売却に際して支払った立退料、④建物を取壊して土地を売ったときの取壊し費用などです。
	特別控除額	収用などのとき:最高5,000万円 自分の住んでいる家屋と土地を売ったとき:最高3,000万円 →P30「 ① マイホームを売って、譲渡益がある場合」参照
課 税 譲 渡 所 得		

税額の計算

- 課税譲渡所得に税率を掛けて税額を計算します。
- 税率は、「長期譲渡所得」になるか、「短期譲渡所得」になるかによって、右の表のように異なります。
- 土地や建物を売った年の1月1日現在で、その土地や建物の所有期間が5年を超える場合は「長期譲渡所得」に、5年以下の場合は「短期譲渡所得」になります。
- 例えば、平成23年中に譲渡した場合は、その土地や建物の取得が平成17年12月31日以前であれば「長期譲渡所得」に、平成18年1月1日以後であれば「短期譲渡所得」になります。

◇税率

区 分	所得税	住民税
長期譲渡所得	15%	5%
短期譲渡所得	30%	9%

注:マイホームを売ったときには、税率を軽減する特例があります。
→P30「[②](#)軽減税率の特例」参照



マイホームを 売ったときは 何か特例があるの？

譲渡益や譲渡損失がある場合の特例

マイホームを売って譲渡益がある場合は、特別控除などの特例があります。譲渡損失がある場合は、損益通算や繰越控除ができる特例があります。

- 自分が住んでいる家と敷地を売ったときや、以前に住んでいた家と敷地を住まなくなってから3年後の12月31日までに売ったときなど、一定の要件を満たす場合には次の特例が受けられます。
- これらの特例を受ける場合は、住民票の写しなど一定の書類(※)を添付した確定申告書の提出が必要です。

- さらに①又は②の特例の適用を受ける場合には、確定申告書を申告期限内に提出し、かつ、以後の年も連続して確定申告書を提出する必要があります。その上で、繰越控除の特例の適用を受ける年分において控除を受ける金額の明細書など、一定の書類(※)を添付した確定申告書を提出する必要があります。

※下表の「特例を受けるために必要な書類」参照

①マイホームを売って、譲渡益がある場合

①3,000万円の特別控除の特例

- 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のどちらに該当する場合でも、一定のものについては、課税譲渡所得の金額を計算する上で最高3,000万円が控除されます。

$$\underbrace{\text{譲渡価額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用})}_{\text{譲渡所得}} - \underbrace{3,000\text{万円}}_{\text{特別控除}} = \text{課税譲渡所得}$$

注：譲渡所得が3,000万円に満たない場合には、特別控除額は、譲渡所得の金額が限度となります。

②軽減税率の特例

- 売った年の1月1日現在で、そのマイホームの所有期間が10年を超えている場合は、3,000万円の特別控除の特例を適用した後の課税長期譲渡所得金額に対して、次のとおり軽減された税率で税額を計算することになります。

課税長期譲渡所得の金額	所得税	住民税
6,000万円までの部分	10%	4%
6,000万円を超える部分	15%	5%

③買換え(交換)の特例

- マイホームの買換え(交換)をした場合は、譲渡価額が2億円以下、売った年の1月1日現在で所有期間10年超、居住期間10年以上の場合など、一定の要件に該当する場合は、その譲渡益の課税を繰り延べる特例が受けられます。ただし、上記①3,000万円の特別控除の特例又は②軽減税率の特例とは、選択適用となっています。

②マイホームを売って、譲渡損失が生じた場合

- 売った年の1月1日現在で、所有期間が5年を超えるマイホームの譲渡損失が生じた場合には、次の①又は②により、その譲渡損失の金額をその年の他の所得と損益通算することができます。
- その年で通算しきれなかった譲渡損失の金額がある場合には、その年の翌年以後3年内の各年分(合計所得金額が3,000万円を超える年分を除きます。)の所得から繰越控除することができます。

①新たにマイホームを買換える場合の特例

- 売ったマイホームの代わりに新たなマイホームを取得し、年末においてその新たなマイホームの取得に係る住宅ローン残高がある場合は、一定の要件の下で、売ったマイホームの譲渡損失の金額について損益通算及び繰越控除をすることができます。

②新たにマイホームを買換えない場合の特例

- マイホームの譲渡契約締結日の前日において住宅ローン残高があるマイホームを売った場合は、一定の要件の下で、そのマイホームの譲渡損失(住宅ローン残高からマイホームの譲渡対価の額を控除した残額を限度とします。)の金額について損益通算及び繰越控除をすることができます。

〈特例の適用要件〉

	①の特例	②の特例
売ったマイホームの所有期間	売った年の1月1日現在で5年を超えるもの	
住宅ローン残高	不要	必要
新しいマイホームの取得	必要	不要
住宅ローン残高	必要	不要
繰越控除をする年の合計所得金額	3,000万円以下であること	

◇特例を受けるために必要な書類

必要な書類	上記の特例	①	②	③	①	②
住民票(除票)の写し(売却した居住用財産の所在地の市区町村長から交付を受けたもの(売却した日から2か月を経過した日後に交付を受けたもの))		○	○	○	○	○
売却した居住用財産の	登記事項証明書		○	○	○	○
	売買契約書の写し			○		
	住宅借入金等の残高証明書(譲渡契約締結日の前日のもの)					○
取得した居住用財産の	登記事項証明書			○	○	
	住宅借入金等の残高証明書				○	
住民票の写し(取得した居住用財産の所在地の市区町村長から交付を受けたもの)				○	○	

財産をもらったとき



贈与税とは
どのような税ですか？



財産をもらったときの税金

個人から財産をもらったときは、贈与税の課税対象となります。

- 贈与税の課税方法には、「**暦年課税**」と「**相続時精算課税**」の2つがあり、受贈者は贈与者ごとにそれぞれの課税方法を選択することができます。
- 「**相続時精算課税**」は、親子間の贈与で一定の要件（→P32「**相続時精算課税**」参照）に当てはまる場合に選択できる制度です。
注：会社など法人から財産をもらったときは、一時所得として所得税の課税対象となります。



〈贈与税の申告・納税〉

- 贈与税の申告と納税は、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までにしなければなりません。
- 納税については、贈与税額が10万円を超え、かつ、納期限（納付すべき日）までに金銭で納付することを困難とする事由があるときは、申請により5年以内の年賦で納める延納の制度があります。この場合には利子税がかかるほか、原則として担保の提供が必要です。
- 贈与税については、財産を贈与した方と贈与を受けた方との間で連帯納付の義務があります。

〈不動産取得税〉

- 贈与により土地や建物を取得したときには、地方税である不動産取得税がかかります。
詳しくは、都道府県税事務所にお尋ねください。

暦年課税とは
どのような
ものですか？



暦年課税

1年間に贈与を受けた財産の合計額を基に贈与税額を計算するものです。

暦年課税の計算

〈計算方法〉

- 1年間（1月1日～12月31日）に贈与を受けた財産の価額の合計額（課税価格）から基礎控除額110万円を差し引いた残額（基礎控除後の課税価格）について、次の速算表により贈与税額を計算します。

◇贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円

◎計算例 500万円の贈与を受けた場合の贈与税

(課税価格) (基礎控除額) (税率) (控除額) (贈与税額)
(500万円 - 110万円) × 20% - 25万円 = 53万円
 (基礎控除後の課税価格)

配偶者からの贈与の特例

- 婚姻期間20年以上の夫婦の間で居住用不動産等の贈与があった場合には、一定の要件に当てはまれば、贈与税の申告をすることにより基礎控除額110万円のほかに最高2,000万円までの配偶者控除が受けられます。

→P8「**配偶者への贈与と配偶者控除**」参照





相続時精算課税とは どのようなものですか？

相続時精算課税

贈与を受けたときに、一定の税率で贈与税を納付し、
贈与者が亡くなったときに相続税で精算するものです。

相続時精算課税の計算

● 贈与を受けたときに贈与財産に対する贈与税を支払い、贈与者が亡くなったときにその贈与財産と相続財産とを合計した価額を基に相続税額を計算し、既に支払った贈与税額を控除するものです。相続時精算課税は次の要件に該当する場合に贈与者が異なるごとに選択することができます。

なお、一度この相続時精算課税を選択すると、その後、同じ贈与者からの贈与について「暦年課税」へ変更することはできません。

＜対象者等＞

- ① 贈与者（贈与をする人）は65歳以上である親
- ② 受贈者（贈与を受ける人）は20歳以上の贈与者の推定相続人である子（子が亡くなっているときは20歳以上の孫）

注：年齢は贈与の年の1月1日現在のもの

＜手続＞

● この制度を選択しようとする受贈者は、**贈与税の申告期間内に相続時精算課税選択届出書を贈与税の申告書に添付して税務署へ提出しなければなりません。**

なお、相続時精算課税選択届出書には、①受贈者の戸籍の謄本又は抄本、②受贈者の戸籍の附票の写し、③贈与者の住民票又は戸籍の附票の写しなど一定の書類を添付して提出してください。

＜計算方法＞

● 受贈者は「相続時精算課税」を選択した贈与者ごとに、1年間（1月1日～12月31日）に贈与を受けた財産の価額の合計額（課税価格）から特別控除額2,500万円（前年以前にこの特別控除を適用した金額がある場合は、その金額を控除した残額）を控除した残額に20%の税率を掛けた金額を算出し、その合計額が贈与税額となります。

◎計算例

子が親から2年にわたり財産の贈与（1年目に1,500万円、2年目に1,800万円）を受け、1年目から相続時精算課税の適用を受ける場合

	(課税価格)	(特別控除額)	(特別控除後の課税価格)
1年目の計算	1,500万円	- 1,500万円	= 0円

贈与税はかかりません。

	(課税価格)	(特別控除額※)	(特別控除後の課税価格)
2年目の計算	1,800万円	- 1,000万円	= 800万円
	(税率)	(贈与額税)	
	800万円	× 20%	= 160万円

※2年目に適用する特別控除額の計算 ←

	(1年目に適用した特別控除額)
2,500万円	- 1,500万円
= 1,000万円	

注：特別控除は、控除を受ける金額など一定の事項を記載した贈与税の申告書を申告期間内に提出した場合に限り適用することができます。

住宅取得等資金の贈与を受けた場合

● 住宅取得等資金の贈与を受けた場合には、次の制度又は特例があります。
なお、次の①と②の特例は重複して適用することができます。

①住宅取得等資金の非課税

● 平成23年中に直系尊属から住宅取得等のための金銭の贈与を受けた場合で下記の要件などを満たせば、非課税限度額（1,000万円）までの住宅取得等資金の贈与が非課税となります。

注：過去の贈与税の申告でこの非課税の適用を受けた方は、上記の非課税限度額と異なりますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

②相続時精算課税選択の特例

● 平成23年中に住宅取得等のための金銭の贈与を受けた場合には、次の要件などを満たせば、贈与者（父母）が65歳未満であっても相続時精算課税を選択することができます。

＜特例の対象となる贈与の要件（①・②共通）＞

- 〈イ〉住宅の新築の対価に充てるために受ける金銭の贈与
- 〈ロ〉建売住宅又は建築後20年以内（マンション等の耐火建築物の場合は建築後25年以内）の中古住宅若しくは地震に対する安全性に係る一定の基準に適合する中古住宅の取得の対価に充てるために受ける金銭の贈与
- 〈ハ〉居住の用に供している住宅の増改築等の費用（100万円以上であるものに限り。）に充てるために受ける金銭の贈与

注1：〈イ〉～〈ハ〉の住宅は日本国内にあり、床面積（増改築等の場合は増改築等後の床面積）が50㎡以上であること。

注2：〈イ〉の金銭には住宅の新築とともにその敷地の用に供される土地等又は住宅の新築に先行してその敷地の用に供されることとなる土地等の取得の対価に充てるための金銭を含みます。

注3：〈ロ〉・〈ハ〉の金銭にはこれらの住宅の取得又は増改築等とともに取得するその敷地の用に供される土地等の取得の対価に充てるために受ける金銭を含みます。

①の非課税適用者の主な要件

- 〈イ〉受贈者は贈与を受けた年の1月1日において20歳以上で、その年の所得税に係る合計所得金額が2,000万円以下であること
- 〈ロ〉受贈者は贈与を受けた時に贈与者の直系卑属であること
- 〈ハ〉贈与を受けた年の翌年3月15日までに、その金銭の全部を〈特例の対象となる贈与の要件〉を満たす住宅（その敷地の用に供される土地等を含みます。）の新築若しくは取得又は増改築等の費用に充てること
- 〈二〉贈与を受けた年の翌年3月15日までに、その住宅に居住しているか、又は居住することが確実であると見込まれること

②の選択の特例適用者の主な要件

- 〈イ〉受贈者は贈与を受けた年の1月1日において20歳以上で、贈与者の推定相続人である子（子が亡くなっているときは20歳以上の孫）であること
- 〈ロ〉〈①の非課税適用者の主な要件〉の〈ハ〉及び〈二〉の要件を満たしていること

＜手続＞

● ①又は②の特例を受ける場合には、贈与税の申告期間内に特例の区分に応じ、贈与税の申告書に次の書類などを添付して税務署へ提出しなければなりません。

①の特例を受ける場合は、贈与税の申告書に「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける旨を記載するとともに、受贈者の戸籍謄本、住民票の写し、登記事項証明書などの一定の書類

②の特例を受ける場合は、贈与税の申告書に「相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける旨を記載するとともに、相続時精算課税選択届出書、住民票の写し、登記事項証明書などの一定の書類

財産を相続したとき



相続税って
どのような場合に
かかるの？



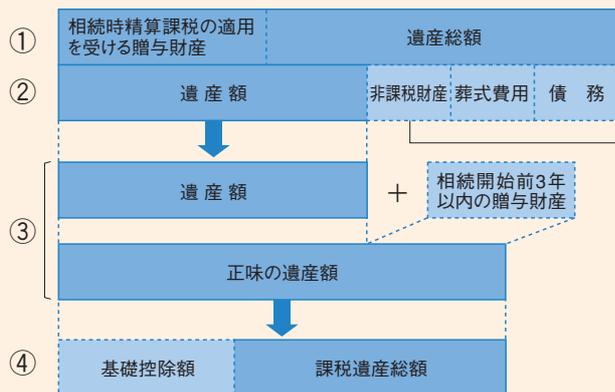
財産を相続したときの税金

亡くなった人から各相続人等が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。

相続税の課税対象となる課税遺産総額の計算

- ① 相続や遺贈によって取得した財産（遺産総額）の価額と、相続時精算課税の適用を受ける財産の価額を合計します。
宅地や建物の評価方法→P34「宅地や建物の評価方法」参照
相続時精算課税→P32「相続時精算課税」参照
- ② ①から債務、葬式費用、非課税財産を差し引いて、遺産額を算出します。
- ③ 遺産額に相続開始前3年以内の暦年課税に係る贈与財産の価額を加算して、正味の遺産額を算出します。
- ④ ③から基礎控除額を差し引いて、課税遺産総額を算出します。
注：正味の遺産額が基礎控除額を超えない場合には、相続税はかかりません。

◎課税遺産総額の計算



$5,000万円 + 1,000万円 \times \text{法定相続人の数} = \text{基礎控除額}$

注：被相続人に養子がいる場合、法定相続人の数に含める養子の数は、実子がいるときは1人（実子がいなくて2人）までとなります。「相続税の総額」の計算においても同じです。

非課税財産

- ① 墓所、仏壇、祭具など
- ② 国や地方公共団体、特定の公益法人に寄附した財産
- ③ 生命保険金のうち次の額まで
 $500万円 \times \text{法定相続人の数}$
- ④ 死亡退職金のうち次の額まで
 $500万円 \times \text{法定相続人の数}$

相続税の計算

- ① 課税遺産総額を法定相続分どおりにあん分したものととして、それに税率を適用して各法定相続人別に税額を計算します。
- ② ①の税額を合計したものが相続税の総額です。
- ③ ②の相続税の総額を、各相続人、受遺者及び相続時精算課税を適用した人が実際に取得した正味の遺産額の割合に応じてあん分します。
相続時精算課税→P32「相続時精算課税」参照
- ④ ③から配偶者の税額軽減のほか、各種の税額控除を差し引いて、実際に納める税額を計算します。
→P34「配偶者の税額軽減（配偶者控除）」参照

◎相続税の計算例

正味の遺産額が2億円で、妻と子2人が法定相続分どおりに相続した場合
(正味の遺産額) (基礎控除額) (課税遺産総額)

$$2億円 - (5,000万円 + 1,000万円 \times 3) = 1億2千万円$$

課税遺産総額を法定相続分であん分



◇法定相続分の主な例

相続人		法定相続分
子がいる場合	配偶者	2分の1
	子	2分の1 (人数に分ける)
子がいらない場合	配偶者	3分の2
	父母	3分の1 (人数に分ける)
子どももいない場合	配偶者	4分の3
	兄弟姉妹	4分の1 (人数に分ける)

◇相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円

配偶者の税額軽減(配偶者控除)

- 配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が1億6,000万円までか、配偶者の法定相続分相当額までであれば、配偶者に相続税はかかりません。

注:正味の遺産額のうち仮装又は隠蔽されていた部分は、配偶者の税額軽減の対象とはなりません。

→P8「配偶者からの相続と税額軽減(配偶者控除)」参照

税額から控除されるもの

〈未成年者控除〉

- 相続人が20歳未満の方の場合は、20歳に達するまでの年数1年につき6万円が控除されます。

〈障害者控除〉

- 相続人が障害者の場合は、85歳に達するまでの年数1年につき6万円(特別障害者の場合は12万円)が控除されます。

〈暦年課税に係る贈与税額控除〉

- 正味の遺産額に加算された「相続開始前3年以内の贈与財産」の価額に対する贈与税額が控除されます。

〈相続時精算課税に係る贈与税額控除〉

- 遺産総額に加算された「相続時精算課税の適用を受ける贈与財産」の価額に対する贈与税額が控除されます。
なお、控除しきれない金額がある場合には、申告をすることにより還付を受けることができます。

◇相続税はこのくらいかかります

正味の遺産額	2億円	3億円
相続人	妻・子2人	妻・子2人
遺産の分割	法定相続分による	妻: 5分の3 子: 各5分の1
相続税額	妻: 0円 子:各4,750,000円	妻: 3,066,600円 子:各9,200,000円

注:未成年者控除、障害者控除は適用がないものとして計算しました。

宅地や建物を
相続したらどのように
評価するの?



宅地や建物の評価方法

宅地は路線価等を基に評価します。
建物は固定資産税評価額によって評価します。

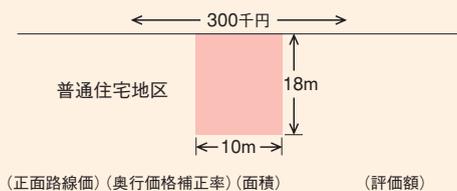
- 相続税や贈与税を計算する場合の宅地や建物の評価方法は、次のとおりです。

宅地

- 路線価方式又は倍率方式で評価します。

路線価方式:路線(道路)に面する標準的な宅地の1m当たりの価額(路線価)を基に計算した金額で評価します。

◎路線価方式による評価額の計算例



(正面路線価)(奥行価格補正率)(面積) (評価額)
 $30\text{万円} \times 1.00 \times 180\text{m}^2 = 5,400\text{万円}$

倍率方式:路線価の定められていない地域についての評価方式で、固定資産税評価額に一定の倍率を掛けて計算した金額で評価します。

※路線価及び倍率は、国税庁ホームページで閲覧することができます。

〈小規模宅地の場合〉

- 亡くなった人などが事業や住まいなどに使っていた土地のうち一定の事業用の土地の場合は400㎡、一定の居住用の土地の場合には240㎡、一定の貸付用の土地の場合には200㎡までの部分(小規模宅地)については、次の割合が減額されます。

区分	減額率
居住用・事業用で一定の要件を満たすもの	80%
貸付用で一定の要件を満たすもの	50%

建物

- 建物の固定資産税評価額によって評価します。

申告と納税

〈相続税の申告・納税〉

- 相続人は、相続の開始があったことを知った日(通常は被相続人が死亡した日)の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署に申告・納税する必要があります。

注:納税に当たっては、共同相続人相互間で連帯納付の義務があります。

〈延納制度〉

- 相続税額が10万円を超え、かつ納期限(納付すべき日)までに金銭で納付することを困難とする事由があるときは、申請により年賦払いによる方法で納めることができます。この場合には、利子税がかかるほか、原則として担保の提供が必要です。

〈物納制度〉

- 延納によっても金銭で納付することを困難とする事由があるときは、相続した財産(財産は物納適格財産であるなど、一定の要件を満たしたものに限られます。)で納めることができます。

注:延納又は物納するには、納期限(納付すべき日)までに所轄税務署に申請書及び手続に必要な関係書類を提出し、許可を受ける必要があります。

〈被相続人の所得税・消費税の申告〉

- 所得税・消費税の申告をすべき方が年の途中で亡くなった場合は、相続人はその全員の連名により、被相続人が死亡した日の翌日から4か月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署に確定申告をします。

申告と納税



国の税金の
申告と納税って
いつまでに
すればいいの？



申告・納付の期限

申告及び納付の期限は各税法により定められています。

- 国の税金は、納税者が自ら税務署へ所得等の申告を行うことにより税額が確定し、この確定した税額を自ら納付することになっています。これを「申告納税制度」といいます。申告納税制度では、申告をしなければならない人が申告しなかったり、申告期限を過ぎてから申告すると、「加算税」や「延滞税」が課される場合がありますので注意してください。

主な国税の申告期限及び納期限

税金の種類	申告期限及び納期限
申告所得税（平成23年分）	
予定納税	納期限：第1期分 → 平成23年8月1日（月） 第2期分 → 平成23年11月30日（水）
確定申告	申告期間：平成24年2月16日（木）～平成24年3月15日（木） 還付申告は、平成24年2月15日（水）以前でも相談及び申告書の受付を行っています。 納期限：平成24年3月15日（木）
贈与税（平成23年分）	申告期間：平成24年2月1日（水）～平成24年3月15日（木） 納期限：平成24年3月15日（木）
消費税及び地方消費税	
個人事業者の平成23年分確定申告	申告期限及び納期限：平成24年4月2日（月）
法人の確定申告	申告期限及び納期限：事業年度終了の日の翌日から2か月以内（※1）
課税期間の短縮を選択している場合	申告期限及び納期限：短縮した各課税期間終了後2か月以内（※1）（※2）
法人税	申告期限及び納期限：事業年度終了の日の翌日から2か月以内（※1）
源泉所得税	
納期の特例の承認を受けていない場合	納期限：源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月10日（※1）（※3）
納期の特例の承認を受けている場合 （給与など特定の所得に限ります。）	納期限：平成23年1月～6月支払分 → 平成23年7月11日（月） 平成23年7月～12月支払分 → 平成24年1月10日（火） （一定の要件の下で、平成24年1月20日（金）となります。）
相続税	申告期限及び納期限：相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内（※1）

※1：申告期限・納期限が、土曜日、日曜日、国民の祝日、休日、12月29日から翌年1月3日までの日の場合は、その翌日が期限となります。

※2：個人事業者の場合、12月を含む課税期間については、平成24年3月31日までとなります。

※3：非居住者又は外国法人に対し国外において国内源泉所得を支払った場合に源泉徴収をした所得税の納付期限は、その支払った月の翌末日とされるなど、一定の場合には例外があります。

注：税務署の開庁日（土曜日、日曜日、国民の祝日、休日、12月29日から翌年1月3日までの日）は、税務署では相談及び申告書の受付は行っていません。

申告の内容を間違えていたとき

- 確定申告書を提出した後に、計算誤りなど申告内容に誤りがあることに気付いた場合、申告内容を訂正することができます。税額を多く申告していたときは「更正の請求」、税額を少なく申告していたときは「修正申告」を行ってください。「更正の請求」又は「修正申告」に必要な書面は、国税庁ホームページの「税務手続の案内」からダウンロードしていただくか、税務署の窓口で入手できます。修正申告書については、確定申告書等作成コーナーで作成することが可能です。（ご利用いただけない場合もありますので、詳細は確定申告書等作成コーナーでご確認ください。）

＜更正の請求＞

- 確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。請求内容が正当と認められた場合は、納めすぎた税金が還付されます。

（更正の請求ができる期間）

原則として法定申告期限から1年以内です。

【平成22年分の確定申告の場合】
所得税

…平成24年3月15日（木）まで

個人事業者の消費税及び地方消費税

…平成24年4月2日（月）まで

＜修正申告＞

- 確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に訂正してください。修正申告によって納付すべき新たな税額は、修正申告書を提出する日までに延滞税と併せて納付してください。

（修正申告ができる期間）

税務署から更正を受けるまではいつでもできますが、なるべく早く申告してください。

【修正申告を行う場合の注意】

① 国税局（沖縄国税事務所）、税務署の調査を受けた後で修正申告をしたり、更正を受けたりすると、新たに納めることになる税額の10%又は15%の過少申告加算税（重加算税は35%）がかかる場合があります。
注：当初の申告が期限後申告であるときには、新たに納めることとなる税額の15%又は20%の無申告加算税（重加算税は40%）がかかる場合があります。

② 修正申告によって新たに納付することになった税額を納めるときは、法定納期限の翌日から納付日までの期間について、延滞税がかかる場合がありますので併せて納付してください。

申告を忘れていたとき

- 期限内に申告をすることを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。
- 申告期限を過ぎてからの申告を「期限後申告」といいます。
期限後申告をしたり、申告をしないために税務署から所得金額の決定を受けたりすると、納めるべき税額の15%又は20%の無申告加算税(重加算税は40%)がかかります。期限後申告によって納める税金は、申告書を提出した日が納期限となります。
また、法定納期限の翌日から納付の日までの延滞税を併せて納付する必要があります。
- 申告書の用紙は国税庁ホームページの「税務手続の案内」からダウンロードしていただくか、税務署の窓口で入手できます。
なお、納付書は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関で用意しています。
注:災害等により、期限までに申告や納付が出来ない場合は、納税を一定期間猶予したり、申告や納付などの期限を延長する制度があります。
→P19・20「災害等があったとき」参照

税金って
どうやって
納めれば
いいの?



税金の納付と還付

申告所得税などの納税には、電子納税や振替納税が便利です。
また、還付金の受取には、預貯金口座への振込みをご利用ください。

納付の方法

① 電子納税 (e-Tax)

e-Taxを利用することにより、すべての税目について、ダイレクト納付、インターネットバンキング、ATM等による納付ができます。

- 電子納税 (e-Tax) を利用すると金融機関の窓口に向く必要がないため、金融機関の場所や受付時間などの制約がなくなるほか、現金等を持ち歩く必要がないので安心です。ご利用に当たっては、開始届出書の提出など事前の手続が必要です。
→P38「国税電子申告・納税システム (e-Tax)」参照

② 振替納税

申告所得税と個人事業者の消費税及び地方消費税については、振替納税がご利用いただけます。

- 振替納税のご利用に当たっては、あらかじめ納期限までに所轄の税務署又は預貯金先の金融機関に口座振替依頼書を提出してください。
- 口座振替依頼書は、税務署に用意してあるほか、国税庁ホームページの「税務手続の案内」からダウンロードできます。
- 振替納税は税目ごとに手続が必要ですが、一度手続を行うことで、同一税目の次回以降の納付も振替納税となります。
- 確定申告分の振替納税は、申告期限までに申告書を提出した場合に限り利用できます。

③ 現金納付

現金に納付書を添えて、金融機関又は所轄税務署の窓口で納付します。

- 申告書の提出後に税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありません。
- 納付書は、源泉所得税とその他の税目(一般用)では様式が異なります。
- 源泉所得税の納付書は、所轄税務署の窓口でお受け取りください。
- コンビニ納付には、バーコード付納付書が必要です。現金にバーコード付納付書(納付金額が30万円以下で、一定の場合に所轄の税務署等から発行されます。)を添えて、コンビニで納付してください。

④ 延納・物納

相続税・贈与税については、納期限までに納付できない場合の延納制度があり、相続税については、延納によっても金銭納付が困難で、一定の要件を満たす場合には、物納制度があります。

還付金の受取方法

- 還付金の受取には、預貯金口座への振込みによる方法と郵便局等に出向いて受け取る方法があります。
預貯金口座への振込みを利用されますと、指定された金融機関の預貯金口座に還付金が直接振り込まれますので、大変便利です。

< 預貯金口座への振込み >

- 確定申告書に、振込先の金融機関名、預貯金の種別、口座番号を正確に記載してください(ご本人名義の口座に限りませぬ)。
なお、ゆうちょ銀行を指定する場合は、記号番号のみを記載してください。

注:次の場合は振込みができないことがあります。

- ① 預貯金口座の名義に、店名、事務所名などの名称(屋号)が含まれる場合
- ② 旧姓のままの名義である場合

< 振込先に指定できる口座 >

- 銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合及びゆうちょ銀行の預貯金口座

注:インターネット専業銀行については、特定の銀行を除いて、還付金の振込みはできませんので、振込みの可否については、取引先の銀行にお問い合わせください。

期限内に申告・納税を行わなかった場合

- 間違っ少なく申告したり、期限内に申告や納税を行わないと、加算税がかかる場合があります。
- 期限内に納税を行わないと、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかります。
振替納税についても、残高不足等で振替ができなかった場合は、同様に法定納期限の翌日から延滞税がかかります。
- 国税を滞納すると、財産差押えなどの滞納処分を受けることとなります。納付できない事情がある場合には、お早めに税務署(徴収担当)にご相談ください。

確定申告書等作成コーナー /電子申告・納税 (e-Tax)



所得税の
確定申告書が
ホームページで作成
できるのですか？



確定申告書等作成コーナー

所得税など個人の方の申告は、画面の案内に従って金額等を入力すれば、申告書等が作成できるようになっています。

確定申告書等作成コーナーでできること

- 確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に従って金額等を入力することにより、確定申告書等を作成できます。
なお、作成した確定申告書等はe-Taxで送信できます。
また、印刷して税務署へ郵送等により提出することもできます。
- 作成中のデータを保存し、保存したデータを読み込んで作業を再開できます。
また、保存したデータは、翌年の申告時に読み込んで活用できます。

確定申告書等作成コーナーの種類など

- 平成23年分の確定申告書等作成コーナーは、作成する帳票により次の四つに分けられます。
 - ① 所得税の確定申告書作成コーナー
 - ② 青色申告決算書・収支内訳書作成コーナー
 - ③ 消費税及び地方消費税の確定申告書作成コーナー
 - ④ 贈与税の申告書作成コーナー（書面提出のみ）
- 過去の年分の作成コーナー
平成21年分及び平成22年分の確定申告書等を作成できます。
- 修正申告書作成コーナー
平成20年分、平成21年分及び平成22年分の所得税及び消費税の修正申告書が作成できます。

確定申告書等作成コーナーで申告書等を作成して税務署への提出まで



※ e-Taxで送信する場合には、事前に電子証明書やICカードリーダーライタ等の準備が必要です。
→P38「国税電子申告・納税システム (e-Tax)」参照

〈ご利用に当たっての留意事項〉

作成する申告書の種類やパソコン等の環境によっては、ご利用になれない場合がありますので、ご利用の前に確定申告書等作成コーナーの「ご利用になれない方」や「推奨環境」をご確認ください。

確定申告書等作成コーナーは、国税庁ホームページからご利用ください。

www.nta.go.jp

確定申告

検索

インターネットでも
申告や納税が
できると聞いたの
ですが・・・



国税電子申告・納税システム (e-Tax)

自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットで国税に関する様々な手続きができ、税務署などに出かける必要がなくなります。

e-Taxとは

①e-Taxでは、自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して、申告、申請・届出等ができます。

(利用できる手続)

所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告ができます(確定申告のほか、中間申告、予定申告を含みます。)

法定調書の提出や納税証明書の交付請求のほか、各種申請・届出の提出などができます。

②e-Taxでは、金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、インターネット等を利用してすべての税目について納税することができ、その方法には次の2つがあります。

〈イ〉ダイレクト納付

事前に税務署へ届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等をした後に、簡単なクリック操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は期日を指定して国税の納付ができます。

注:ダイレクト納付利用届出書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。

〈ロ〉インターネットバンキング等による納付

ペイジーに対応した金融機関のインターネットバンキングやATM等を利用して国税の納付ができます。ご利用に当たっては、事前に金融機関とインターネットバンキング等に関する契約を行う必要があります(ATMをご利用の場合は不要です。)

e-Taxを利用するには・・・

〈STEP1〉電子証明書等の準備

●e-Taxで申告等を行う際には、申告等データに電子署名を行っていただく必要がありますので、事前に電子証明書を取得してください。

注1:利用できる電子証明書については、e-Taxホームページをご覧ください。

注2:税理士等が税務書類(データ)を作成し、納税者に代わって送信する場合には、納税者本人の電子署名を省略することができます。

注3:電子証明書の取得には費用がかかります。具体的な取得方法及び費用については、発行機関にお尋ねください。

●利用する電子証明書がICカードに格納されている場合は、ICカードリーダーが必要で(費用がかかります。)

e-Taxを利用すると・・・

●所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高4,000円(平成24年分については最高3,000円)の控除を受けることができます(本控除の適用は、平成19年分から平成24年分の間でいずれか1回受けることができます。)

●所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院などの名称・支払金額等)を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます(確定申告期限から3年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。)

●e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています(3週間程度に短縮)。

●e-Taxで納税証明書の交付請求を行うと手数料が安価です(電子ファイルでの発行のほか、書面での発行も請求できます。)
※個人の方の申告については、確定申告書等作成コーナーでもe-Taxを利用できます。

→P37「確定申告書等作成コーナー」参照

〈STEP2〉利用者識別番号等の取得(※)

開始届出書を提出して利用者識別番号等を取得してください。開始届出書は、e-Taxホームページからオンラインで提出することができ、利用者識別番号等がオンラインで発行(通知)されます。

〈STEP3〉電子証明書等の登録(※)

e-Taxソフト等を使って、電子証明書等を初期登録してください。e-Taxソフトは、e-Taxホームページから無償でダウンロードできます。

※個人の方の所得税及び消費税の確定申告については、e-Taxソフトを使用しなくても、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で上記〈STEP2〉利用者識別番号等の取得及び〈STEP3〉電子証明書等の登録から申告等データの作成・送信を一連の操作で行うことができます。

→P37「確定申告書等作成コーナー」参照

e-Taxのご利用時間

月曜日から金曜日 午前8時30分から午後9時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

ご利用時間については、メンテナンス作業等により変更する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください



利用開始の手続、利用時間、パソコンの環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしていますので、ご利用前にご確認ください。

www.e-tax.nta.go.jp



税に関する相談をするには /情報公開や個人情報の 開示を請求するには



税金のことで
相談したい
のですが…



電話相談・面接相談・ホームページ(タックスアンサー)

一般的なご相談は電話にてお受けしています。
面接相談は事前予約制により十分な面接時間を設けています。
国税庁ホームページの「タックスアンサー」もご利用ください。

お気軽に電話相談センターへ

- 納税者の皆様の国税に関する一般的な相談について、国税局及び国税事務所ごとに設置する「電話相談センター」で集中的に受け付けています。

〈電話相談センターのご利用方法〉

- ① 最寄りの税務署に電話する。
- ② 音声ガイダンスに従って、番号「1」(電話相談センター)を選択する。
- ③ 音声ガイダンスに従って、相談したい内容の番号を選択する。
- ④ 担当の相談官がお答えします。
注1:ガイダンスの途中でも番号の選択はできます。
注2:「番号が確認できません。」というガイダンスがあった場合は、「トーン切り替えボタン」(*や#など)を押してから選択してください。

税務署でのご相談は事前にご予約を

- 税務署では、具体的書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話での回答が困難な相談内容については、面接にて相談を受け付けています。
- 税務署での面接相談は、納税者の皆様に分かりやすく説明するため、お電話等で事前に相談日時等を予約いただき、十分な面接時間を設けています。
注:予約の際には、お名前・ご住所・ご相談内容等をお伺いいたします。

タックスアンサー(よくある税の質問)

- タックスアンサーは税に関するインターネット上の相談室です。よくあるご質問に対する回答を税金の種類ごとに調べることができます。

〈タックスアンサーのご利用方法〉

- 国税庁ホームページ又は下記のアドレスからご利用ください。
検索サイトで「タックスアンサー」と検索してもご覧になれます。
◇ パソコンからも携帯電話からも www.nta.go.jp/taxanswer
注1:掲載コードの一覧表はタックスアンサーの「税務相談室からのお知らせ」に掲載しています。
注2:携帯電話ではキーワード検索はできません。

☆携帯サイトは
右のコードからも
ご覧になれます。



情報公開を
求めたい
のですが…



情報公開・個人情報の開示の請求

情報公開(行政文書の開示)を請求できます。
また、自分の個人情報の開示を請求できます。

行政文書の情報公開・個人情報の開示の請求

- 行政文書の情報公開又は自分の個人情報の開示を請求するときは、次の方法で行ってください。

① 開示請求書の提出

行政文書の情報公開は「行政文書開示請求書」に、また、自分の個人情報の開示は「保有個人情報開示請求書」に必要事項を記載して、情報公開窓口又は個人情報保護窓口へ直接提出又は送付してください。

注1:開示請求手数料の納付が必要となります(行政文書1件について300円/保有個人情報が記録されている行政文書1件について300円)。

注2:各開示請求書は、国税庁ホームページの「情報公開」又は「個人情報の保護」からダウンロードできます。

注3:自分の個人情報の開示を請求する場合は、本人確認書類が必要です。

② 開示決定等の通知

開示請求書を受けて、原則として30日以内に開示・不開示の決定が行われ、開示請求者に通知されます。

③ 開示の実施

開示決定等の通知を受けた方は、通知のあった日から30日以内に、開示の実施方法を選択して情報公開窓口又は個人情報保護窓口へ書面により提出し、開示の実施を申し出てください。

注1:開示実施手数料の納付が必要となる場合があります(行政文書の情報公開の場合のみ)。

注2:決定に不服がある場合には、行政不服審査法に基づき、国税庁長官に対して不服申立てをすることができます。

税務署の処分に不服があるとき



税務署の処分に納得できないのですが…

異議申立て・審査請求・訴訟

税務署長が行った処分に不服があるときは、その処分の取消しや変更を求める不服申立ての道が開かれています。

① 異議申立て

- 税務署に申告した所得や税額が少なかったり、確定申告をしなければならない人が申告しなかったときは、税務署長は、調査した結果に基づき、更正、決定などの処分を行います。また、未納の税額があり督促をしてもなお納付されないときは、差押えなどの処分を行います。
- このような処分に不服があるときは、処分の通知を受けた日の翌日から2か月以内に、税務署長に対して「異議申立て」をすることができます（下図①参照）。
- 税務署長は、その処分が正しかったかどうか、改めて見直しを行い、その結果「異議決定」を納税者に通知します。

注1:この異議決定により、納税者にとって不利となるような変更がされることはありません。
注2:異議申立てから3か月を経過しても異議決定がない場合には、国税不服審判所長に審査請求をすることができます。

② 審査請求

- 税務署長の異議決定を受けた後、なお処分に不服があるときは、異議決定の通知を受けた日の翌日から1か月以内に、国税不服審判所長に対して「審査請求」をすることができます（下図②参照）。

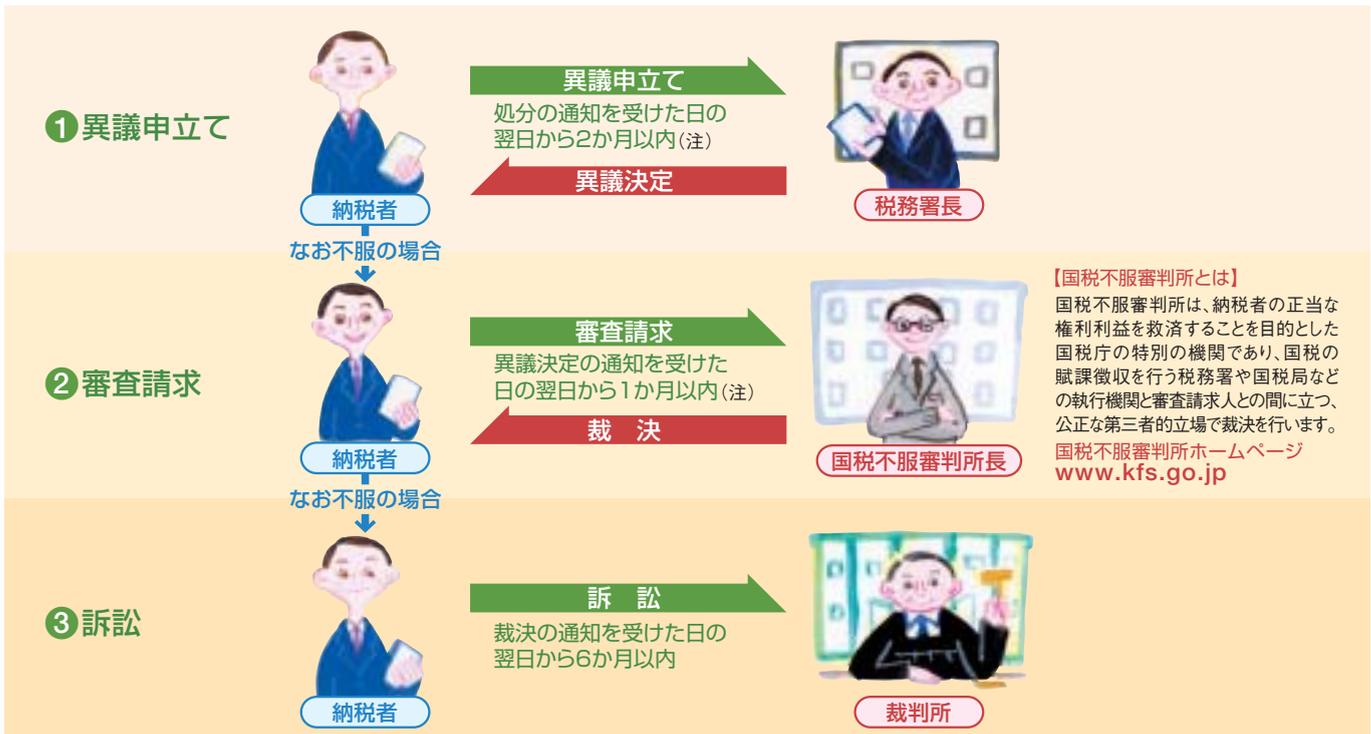
注1:処分をした税務署長を経由して行うこともできます。
注2:青色申告書に係る更正に不服があるときなどは、異議申立てを経ないで、直接、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- 国税不服審判所長は、納税者の不服の内容について審査し、その結果「裁決」を納税者と税務署長に通知します。

注1:この裁決により、納税者にとって不利となるような変更がされることはありません。
注2:審査請求から3か月を経過しても裁決がない場合には、裁判所に訴訟を起すことができます。

③ 訴訟

- 国税不服審判所長の裁決を受けた後、なお処分に不服があるときは、その通知を受けた日の翌日から6か月以内に裁判所に「訴訟」を起すことができます（下図③参照）。



注:災害等の理由により異議申立て又は審査請求をその期限までにできないときは期限が延長されます。詳しくは、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) 又は国税不服審判所ホームページ (www.kfs.go.jp) をご覧ください。

個人で事業を始めたとき 法人を設立したとき



事業を始めたら
税務署にも
手続きが必要なの？



事業を始めるときや法人を設立したときに必要な届出

個人は個人事業の開業届出など、法人は法人設立届出などが必要です。

個人で事業を始めるとき

●開業後1か月以内に「**個人事業の開業・廃業等届出書**」を提出してください。そのほかにも、税法上の諸制度を利用する場合には、次のような届出も必要です。

対 象	届出の名称	提出先	提出期限
事業を始めるとき	個人事業の開業・廃業等届出書	納税地の所轄税務署	開業の日から1か月以内
	所得税のたな卸資産の評価方法の届出書	納税地の所轄税務署	最初の確定申告書の提出期限まで
	所得税の減価償却資産の償却方法の届出書	納税地の所轄税務署	最初の確定申告書の提出期限まで
青色申告で 申告したい人	所得税の青色申告承認申請書	納税地の所轄税務署	開業の日が1月1日から1月15日までの 場合は3月15日まで、開業の日が1月 16日以降の場合は、開業の日から2か 月以内
青色事業専従者 給与を支払う場合	青色事業専従者給与に関する届出書	納税地の所轄税務署	
従業員に給与を 支払う人	給与支払事務所等の開設届出書(※)	給与支払事務所等の 所在地の所轄税務署	給与支払事務所等を設けてから 1か月以内
源泉所得税の納期 の特例を受ける人	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	給与支払事務所等の 所在地の所轄税務署	随時(給与の支給人員が常時 10人未満の場合)

注1:上記提出期限が土曜日、日曜日、国民の祝日、休日、12月29日から翌年1月3日までの場合は、その翌日が期限となります。

注2:消費税について、新規開業年とその翌年は、原則として免税事業者となります。

なお、免税事業者であっても、「消費税課税事業者選択届出書」を提出することにより課税事業者となることができます。→P3「消費税のしくみ」参照

※個人事業の開業・廃業等届出書に給与等の支払の状況を記載した場合は、提出は不要です。

法人を設立したとき

●法人登記終了後に、「**法人設立届出書**」を提出してください。そのほかにも、税法上の諸制度を利用する場合には、次のような届出も必要です。

対 象	届出の名称	提出先	提出期限
法人を設立したとき	法人設立届出書(※1)	納税地の所轄税務署	法人設立の日から2か月以内
	棚卸資産の評価方法の届出書	納税地の所轄税務署	最初の事業年度の確定申告書の提出期限まで
	減価償却資産の償却方法の届出書	納税地の所轄税務署	最初の事業年度の確定申告書の提出期限まで
役員や従業員に報酬、 給与を支払うとき	給与支払事務所等の開設届出書	給与支払事務所等の 所在地の所轄税務署	給与支払事務所等を設けてから 1か月以内
源泉所得税の納期 の特例を受けるとき	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	給与支払事務所等の 所在地の所轄税務署	随時(給与の支給人員が常時 10人未満の場合)
青色申告で 申告したいとき	青色申告の承認の申請書	納税地の所轄税務署	法人設立の日から3か月を経過した日又 は最初の事業年度の終了日のいずれか 早い日の前日まで
資本金の額又は出資金の 金額が1,000万円以上のとき	消費税の新設法人に該当する旨の届出書(※2)	納税地の所轄税務署	速やかに

注1:上記提出期限が土曜日、日曜日、国民の祝日、休日、12月29日から翌年1月3日までの場合は、その翌日が期限となります。

注2:消費税について、法人の設立事業年度とその翌事業年度は、原則として免税事業者となります。

なお、免税事業者であっても、「消費税課税事業者選択届出書」を提出することにより課税事業者となることができます。→P3「消費税のしくみ」参照

※1:添付書類として、定款等の写しや登記事項証明書などの提出が必要です。

※2:法人設立届出書に消費税の新設法人に該当する旨を記載した場合は、提出は不要です。

〈届出書等の提出はe-Taxで〉

個人事業の開業・廃業等届出書、法人設立届出、青色申告の承認申請、給与支払事務所等の開設届出、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請などは、インターネットからe-Taxを利用して申請・届出ができます。

公売に参加するには



公売に
参加したい
のですが・・・



公売の手続について

公売とは、差押財産を国が売却することです。
公売には原則としてどなたでも参加できます。

公売に参加するには

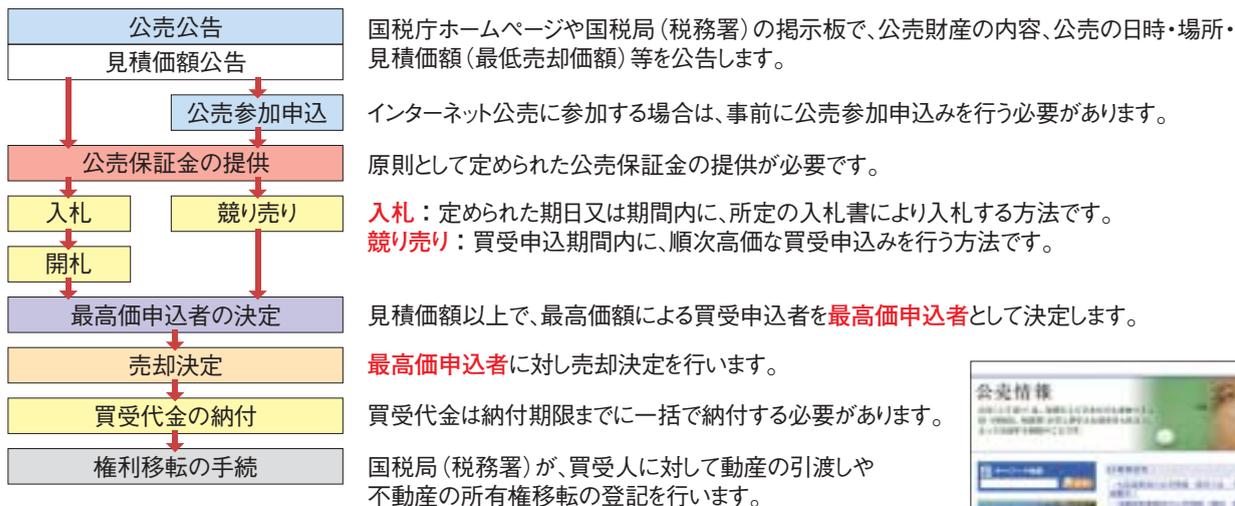
- 公売とは、滞納者が税金を納付しない場合、差し押さえた財産を入札等の方法により売却して金銭に換える手続のことです。公売される財産の種類、公売の方法などは、次のようになっています。

公売の参加資格	原則として、どなたでも参加することができます。(※1) ただし、次の方は参加できません。 ①滞納者(※2)、②国税庁、国税局、税務署の職員、③公売への参加制限を受けた方	
公売される財産の種類	・土地や建物等の不動産 ・絵画、宝石、時計等の動産 ・自動車、ゴルフ会員権等	
公売の方法	入札	入札を行った参加者のうち、最高価申込者に売却する方法です。 ・期日入札:特定の公売日に、 公売会場 で提出された入札書を、その日に開札します。 ・期間入札:定められた期間内に、直接又は 郵送等 で提出された入札書を、別の日に開札します。
	競り売り	買受希望者が 口頭等 により順次高価な買受申込みを行い、 最高価申込者 に売却する方法です。
	インターネット公売	買受希望者が インターネットオークションサイト において競り売りの方式で買受申込みを行い、 最高価申込者 に売却する方法です。 ご自宅等のパソコン から参加することができます。

※1:公売財産によっては資格が必要となる場合があります。

※2:滞納者は自己の財産を買い受けることができません。

公売手続の流れ



- 差押財産の売却方法には「公売」のほか、「広告随契」があります。「広告随契」とは、一定期間、差押財産を随意契約により売却する旨を広告し、最初の買受申込者に売却する方法です。
- 動産や自動車等を公売する場合には、事前に下見会を開催する場合があります。
- 公売や下見会に関する情報は、国税庁ホームページの「公売情報」をご覧ください。

www.koubai.nta.go.jp



(国税庁ホームページ「公売情報」)

国税庁ホームページのご案内

www.nta.go.jp

国税庁

検索



申告・納税等のためのページ

① 確定申告書等作成コーナー

パソコン画面の案内に従ってデータを入力することにより、所得税、消費税（個人）及び贈与税の確定申告書などが作成できます。また、「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータをe-Taxで送信できます（贈与税を除く。）。

→P37「確定申告書等作成コーナー」参照

② 国税電子申告・納税システム（e-Tax）

自宅やオフィス、税理士事務所から申告や納税などができる「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」について、利用開始の手続、ご利用時間、パソコンの環境、よくある質問（Q&A）など、最新の情報をお知らせしています。また、e-Taxを利用するために必要な開始届出書をオンラインで提出することもできます。



（平成23年6月現在）

→P38「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」参照

③ 税務手続の案内

各種税務手続の概要や提出時期などのほか、国税の納付手続や納税証明書等の交付請求手続などを案内しています。申告書、申請書、届出書、請求書など、手続に必要な用紙のダウンロードもできます。

④ 公売情報

公売財産の詳しい内容について紹介しており、様々な条件を入力することにより、全国の国税局や税務署の公売財産を検索することができます。また、インターネット公売に関する情報や公売の日程・手続に関する情報も提供しています。入札等に必要書類をダウンロードすることもできます。



注：ホームページの画像はイメージです。

→P42「公売に参加するには」参照

税について調べるページ

⑤ タックスアンサー（よくある税の質問）

税に関する情報を提供しているインターネット上の税務相談室です。税金の種類ごとに調べられるほか、キーワード検索もできます。

→P39「タックスアンサー（よくある税の質問）」参照

⑥ Web-TAX-TV～ジャンルで選べる税金ガイド～

テーマごとに動画と図解で生活シーンに合わせて解説するインターネット番組です。

所得税や消費税のしくみ、確定申告の仕方などを具体的にお伝えしています。24時間、自宅や事務所でき軽に税の情報を入手できます。国税庁の取組をドラマ仕立てで紹介する番組もあります。

⑦ 税の学習コーナー

税の意義や役割を分かりやすく解説したページのほか、租税教室などご利用いただけるよう、パワーポイント教材や講師用マニュアルなどの各種資料を提供しています。そのほか、税に関するアニメーションビデオやゲームなど、税について楽しく学べるコーナーを設けています。



（平成23年6月現在）

⑧ 路線価図等の閲覧

全国の3年分の路線価図と評価倍率表を公開しています。相続税や贈与税における土地の価額を計算するときに利用してください。

→P34「宅地や建物の評価方法」参照

⑨ パンフレット・手引き

「暮らしの税情報」をはじめとしたパンフレットや確定申告の手引き、各種税金の改正のあらましなどがダウンロードできます。



⑩ 新着情報・メールマガジン配信サービス

配信登録を行っていただくと、ホームページに掲載された最新の情報や、時節に応じた税情報などを電子メールで受信することができます。